

(全国銀行協会事務局 仮訳案)  
(2011年1月20日)

- ※ 本仮訳案は全銀協事務局で邦訳したものであり、金融庁・日本銀行の確認を得たものではありません。
- ※ 今後、修正があり得ることにご留意ください。
- ※ 本仮訳案をご利用するに当たっては、必ず原文 (<http://www.bis.org/publ/bcbs188.htm>) を参照するようお願いいたします。
- ※ 本仮訳案はあくまでも参考資料であり、本仮訳案を利用することにより損害が発生したとしても当協会は当該賠償責任を負いません。

バーゼルⅢ：流動性リスク計測、基準、モニタリング  
のための国際的枠組み

(原題) Basel III: International framework for liquidity risk  
measurement, standards and monitoring

～ 目次 ～

|                           |    |
|---------------------------|----|
| I. はじめに                   | 2  |
| 経過措置                      | 3  |
| 適用範囲                      | 4  |
| II. 規制基準                  | 4  |
| II.1 流動性カバレッジ比率           | 5  |
| 1. 目的                     | 5  |
| 2. 指標の定義                  | 5  |
| II.2 安定調達比率               | 30 |
| 1. 目的                     | 30 |
| 2. 基準の定義                  | 31 |
| III. モニタリング指標             | 38 |
| III.1 契約にもとづくマチュリティのミスマッチ | 38 |
| 1. 目的                     | 38 |
| 2. 指標の定義および活用             | 39 |
| 3. 指標の活用                  | 40 |
| III.2 調達先の集中度             | 40 |
| 1. 目的                     | 40 |
| 2. 指標の定義および活用             | 41 |
| 3. 指標の活用                  | 42 |
| III.3 処分上の制約のない資産         | 43 |
| 1. 目的                     | 43 |
| 2. 指標の定義および活用             | 43 |
| 3. 指標の活用                  | 44 |
| III.4 主要な通貨毎の流動性カバレッジ比率   | 44 |
| 1. 目的                     | 44 |
| 2. 指標の定義および活用             | 44 |
| 3. 指標の活用                  | 45 |
| III.5 市場関連情報を活用したモニタリング指標 | 45 |
| 1. 目的                     | 45 |
| 2. 指標の定義および活用             | 45 |
| 3. 指標の活用                  | 46 |
| IV. 規制指標の適用               | 46 |
| IV.1 算出頻度と報告頻度            | 47 |
| IV.2 適用範囲                 | 47 |
| IV.3 通貨                   | 49 |
| IV.4 観察期間と規制への移行準備        | 49 |

## I. はじめに

1. バーゼル委員会<sup>1</sup>は、銀行セクターの強靱性を高めることを目的として、資本・流動性規制を強化するための改革を打ち出した。本文書は、その改革の流動性部分を提示するものである。本改革の目的は、原因が何であれ、金融または経済のストレスからショックが発生した場合に銀行がそうしたショックを吸収する能力を高め、それによって、金融セクターから実体経済に影響が波及するリスクを減じることにある。本文書には、バーゼルⅢの枠組みのうち、流動性部分を実施するためのルールとタイムラインが提示されている。

2. 2007年に始まった金融危機の初期に当る「流動性局面」においては、多くの銀行が、適切なレベルの資本を保有していたにもかかわらず、流動性を慎重に管理することを怠っていたため困難に陥った。この危機は、金融市場および銀行セクターが適切に機能するために流動性がいかに重要であることを再認識させた。危機前は、資産市場が活況を呈し、資金は低コストで随時調達することができた。市場環境は急激に反転し、流動性がいかに早く消滅するか、また流動性の枯渇がいかに長く続くかを如実に示した。銀行システムは厳しいストレス下に置かれ、短期金融市場の機能や、場合によっては個別の金融機関を支援するため、中央銀行が介入しなければならない状況となった。

3. いくつかの銀行が困難に直面した原因は、流動性リスク管理の基本原則を等閑にしたことにあった。これに対しバーゼル委は2008年、同委の流動性フレームワークの基盤となる「健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則」（「健全な原則」）を公表した。「健全な原則」は、調達流動性リスクの管理と監督のための詳細なガイダンスであり、この重要な分野においてリスク管理を向上させるための助けとなる。しかし、本ガイダンスが所期の目的を果たすためには、銀行がそれを完全に実施しなければならない。したがってバーゼル委は、銀行がこれらの基本原則を遵守していることを確認するため、監督当局が厳格なフォローアップを行うよう調整する所存である。<sup>2</sup>

4. これらの原則を補完するため、バーゼル委は資金流動性に係る二つの最低基準を策定し、流動性管理の枠組みをさらに強化した。これらの基準は、それぞれ独立して

---

<sup>1</sup> バーゼル銀行監督委員会は、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国の銀行監督当局および中央銀行の上級代表者によって構成されている。通常、会合は事務局が常設されているスイス・バーゼルの国際決済銀行（BIS）で開催される。

<sup>2</sup> [www.bis.org/publ/bcbs144.htm](http://www.bis.org/publ/bcbs144.htm) にて閲覧可能。

いるものの相互補完的な二つの目的を達成するために策定された。第一の目的は、銀行の流動性リスク態様の短期的強靱性を高めることにあり、その手段として、銀行が高品質な流動資産を十分に保有し、1ヶ月間継続する強いストレスシナリオに耐える力を持っていることを確保する。バーゼル委は、この目的を達成するために流動性カバレッジ比率(LCR)を策定した。第二の目的は長期的な強靱性を高めることにあり、その手段として、銀行に対し、常により安定的な資金調達源を確保したうえで業務を行うことを促すための追加的なインセンティブを設ける。安定調達比率(NSFR)は、対象期間を1年とし、資産・負債が持続可能な満期構造を保つよう策定された。

5. これら二つの基準を構成するパラメータは、主として、国際的に統一された既定の数値である。しかしながら、各国固有の状況を反映させるため、一部のパラメータには各国裁量の要素が含まれている。この場合、パラメータは透明であるとともに当該国の規制に明快に定められているべきであり、そのことによって、国内のみならず国際的にも明快性が保たれる。

6. 強調しておくべきことは、これらの基準が、国際的に活動する銀行の流動性に関する最低水準を設定するものだけということである。銀行は、これらの基準を充足するだけでなく、「健全な原則」を遵守することも期待されている。バーゼル委の自己資本基準と同様に、各国監督当局は、最低流動性基準をより高い水準に設定することもできる。

7. バーゼル委は、流動性リスクの監督における国際的な整合性をさらに強化・促進するため、銀行の流動性リスクエクスポージャーを継続的にモニタリングしたり、こうしたエクスポージャーについて現地当局と母国当局が情報交換したりする際に活用するものとして、いくつかのモニタリング指標を策定した。

## 経過措置

8. バーゼル委は、新しい流動性基準を実施するに当たって経過措置を導入する。この経過措置は、銀行セクターが妥当な手段を用いて基準を満たしていくことを確保する一方、経済への融資をもサポートすることを目的としている。経過措置については、本文書のセクション IV.4 に述べる。

9. バーゼル委は、観察期間中にこれらの基準をモニターするための厳格な報告手続を導入し、これらの基準が金融市場、信用供与、および経済成長に与える影響を継続的に検証し、予期せぬ結果が生じれば必要に応じて対処していく。観察期間は LCR と NSFR の双方に設けられ、セクション IV.4 に述べるとおり、予期せぬ結果に対処するための検証に関する方針も明確化されている。2011 年初に始まる観察期間が終了した後、LCR は、必要に応じ修正を加えたうえで、2015 年 1 月 1 日から導入する。

NSFR は、必要に応じ修正を加えたうえ、2018年1月1日までに最低基準とする。

## 適用範囲

10. 本文書に述べる要件の適用範囲は、「バーゼルⅡの枠組み」<sup>3</sup>の第一部（適用範囲）に提示されている現行ルールに従う。適用範囲に関連する詳細な情報はセクションⅣ. に概説されている。

11. 本文書は以下のように構成されている。

- セクションⅡ.では、国際的に活動する銀行に適用される二つの流動性基準について論じる。
- セクションⅢ.では、銀行と監督当局が流動性リスクをモニターするために用いるモニタリング指標について述べる。
- セクションⅣ.では、観測期間や、適用範囲に関連する事柄など、基準の適用を巡る問題について論じる。

## Ⅱ. 規制基準

12. バーゼル委は、各国当局が、流動性リスク監督に活用するために、互いに補完的な役割を持つ2つの基準を策定した。第一の目的は、30日間にわたる急激なストレスシナリオ下においても業務を継続できるように、銀行に対して高品質な流動資産を十分に確保させることによって、短期的な流動性リスク・プロファイルの強靭性を高めることである。バーゼル委は、この目的を達成するために、流動性カバレッジ比率を策定した。第二の目的は、銀行が継続的により安定した調達源によって資金調達を行う追加的なインセンティブを付与することにより、長期的な強靭性を高めることである。この安定調達比率は、1年を基準とし、持続可能な資産・負債期間構造を保つべく、構造的な問題を捉えるために策定された。

13. 潜在的な流動性ショックに対する銀行の強靭性を高めるため、こうした基準は、全世界の監督当局によって一貫性のある形で導入されるべきである。このため、これら基準の中で使用される変数の大部分は、明確な定義付けにより国際的な統一が図られている。しかし、一部の変数については、各国特有の状況を反映するため、各国の自由裁量となる要素を含んでいる。この場合、これらの変数は国内外双方の当局に対する明確さを保つために、各国当局の規制において、透明かつ明確に規定されなければならない。

---

<sup>3</sup> バーゼル銀行監督委員会（2006年6月）『自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組み（完全版）』（以下、「バーゼルⅡ」または「バーゼルⅡの枠組み」）参照。

14. これらの基準は流動性リスクに対する規制手法の主要な要素であるが、同時に、当局の緻密な監督によって補完されなければならない。当局の監督は、「健全な原則」に沿った流動性リスク管理の枠組みとなっているかといった観点から実施される。加えて、監督当局は、個々の銀行に対し、その流動性リスク・プロファイルや「健全な原則」の遵守状況に関する検証結果を反映するため、より厳格な基準や変数を適用することがある。

## II. 1 流動性カバレッジ比率

### 1. 目的

15. この基準の目的は、銀行が、監督当局の特定する最も厳しい流動性ストレスシナリオの下において、処分に制約のない、即時に現金に換金できるような高品質の流動資産を適切な水準で保有することを確保することである。こうした流動性の高い資産を銀行が保有することで、ストレス状況下において、最低でも、30 日間は、業務を継続できると考えられる。この期間内に、当該銀行の経営陣と監督当局、あるいはその一方により適切な矯正措置がとられること、あるいは、秩序立った形で銀行の破綻処理が行われることの両方かその一方が可能になる。

### 2. 指標の定義

|   |
|---|
| $\frac{\text{高品質の流動資産}}{\text{30 日間のネット資金流出}} \geq 100\%$ |
|---|

16. LCR は、偶発的な流動性事象の際のエクスポージャーを評価するために、銀行内部で用いている伝統的な流動性“カバレッジ比率”手法を踏まえて策定されている。本指標のシナリオ下でのネットの資金流出額は、先行き 30 日間について計算される。本比率は、100%を下回ってはならない（すなわち、高品質の流動資産は、少なくともネットの資金流出額と同額でなければならない）。銀行は、潜在的な厳しい流動性ストレスに備えるため、継続的にこの要件を満たし、処分に制約のない高品質の流動資産を保有することが求められる。資金の流出や流入の不確実性を考慮すると、銀行および監督当局は、30 日の間に流動性のミスマッチが生じる全ての可能性に留意し、月中のいかなるキャッシュフローのギャップにも対応できるだけの流動資産を確保することが期待されている。

17. 本基準におけるシナリオでは、以下の事態を引き起こすような、各行固有のショックと市場全体のショックを併せて勘案している。

(a) リテール預金の一部流出

(b) 無担保のホールセール調達余力の部分的な喪失

- (c) 確実な担保、カウンターパーティとの短期の有担保調達の部分的な喪失
- (d) 格付の3ノッチ格下げや追加担保の差し入れを含めた銀行の外部格付の低下による、契約上の追加的な資金流出、
- (e) 担保の質や、デリバティブに対する将来の潜在的なエクスポージャーに影響を与え、さらに大きな担保のヘアカットや追加担保の差し入れ、その他の流動性要求に繋がるような、市場ボラティリティの高まり
- (f) 銀行が顧客に提供するコミットメントの未使用枠や信用・流動性ファシリティの予定外の引出し
- (g) 風評リスクの緩和を目的として銀行が契約外の債務返済や債務の買い戻しを行う潜在的な必要性

18. つまり、規定されたストレスシナリオは、銀行が30日間の暦日を乗り切るのに必要な手許流動性を具体化するために、2007年に始まった金融危機で見られた多くのショックを、1つの急激なストレスとして集約したものである。

19. 本ストレステストは、銀行にとっての最低限の監督要件として受け止められるべきである。銀行は、最低水準を上回る流動性の水準をどの程度保持する必要があるかを評価するために独自のストレステストを実施し、また、特定の業務に支障をきたすようなシナリオを設定することが期待されている。このような内部のストレステストは、本基準で定められるものよりも長い期間軸を前提にするべきである。銀行はこうした追加的なストレステストの結果を、監督当局と共有することが望ましい。

20. LCRは、次の2つから構成される。

- (a) ストレス状況下での高品質の流動資産の保有額
- (b) 以下で述べられたシナリオ変数により算出されたネット資金流出合計額

#### A. 高品質の流動資産の保有

21. LCRの分子は、「高品質の流動資産」である。本基準では、銀行は、規定されたシナリオにおいて30日間のネット資金流出合計額（次項で定義）を満たす、処分に制約のない<sup>4</sup>、高品質の流動資産を保有しなければならない。高品質の流動資産に分類するためには、当該資産がストレス時においても市場での流動性があり、理想的には中央銀行の担保適格になっているものでなければならない。以下は、高品質の流動資産が一般的に満たすべき特性と実務上の要件を定めたものである。

---

<sup>4</sup> 高品質な流動資産が満たすべき特徴や“処分上の制約を受けない（資産）”の定義は、「高品質の流動資産の定義」、「運用に関する要件」の部分参照

### (1) 高品質の流動資産の特徴

22. 容易かつ即時に、ほとんど損失を出さずに現金化できる資産は、高品質の流動資産と見做すことができる。資産の流動性は、ストレスシナリオや、現金化の対象となる量（ボリューム）、時間軸などに影響される。しかしながら、ある種の資産は、ストレス時でも、投売りによる大きな価値の下落を引き起こすことなく、資金化が可能である。本セクションでは、想定されるストレス状況において、ある資産市場が流動性調達を行ううえで信頼できるか否かを左右する要因について概観する。

#### (a) 基本的な特徴

- **低信用リスク・市場リスク**

リスクの低い資産は、流動性が高くなる傾向にある。発行者の信用力の高さや、劣後性の低さが流動性を高める。デュレーション<sup>5</sup>やボラティリティ、インフレーションリスクなどが低く、為替リスクの低い交換可能通貨建であることなどが、資産の流動性を高める。

- **価値評価の容易さ、確実さ**

資産の流動性は、その価値評価に対する市場参加者の意見の一致が見られるほど高くなる。高品質の流動資産の価格算定式は、計算が容易であるべきで、かつ強い前提にもとづくものであってはならない。また、この価格算定式に使われたインプット（仮定）は、開示されなければならない。これにより、実質的に、ほとんどの仕組み商品や複雑なデリバティブ商品などは除外される。

- **高リスク資産との低い相関性**

高品質の流動資産は、誤方向（高相関の）リスクの対象となってはならない。例えば、金融機関が発行した資産は、銀行部門の流動性ストレス時には、流動性がない可能性が高い。

- **十分に発達し、認知された証券取引所への上場**

上場は、資産の透明性を高める。

#### (b) 市場関連の特徴

- **取引が活発な、相応の規模を持つ市場**

高品質の流動資産には、常に、活発な売買やレポの市場が存在すべきである（つまり、市場参加者や取引量が多いこと）。市場の幅（1単位の流動性に対する価格のインパクト）や市場の深度（一定の価格インパクト時に取引できる資産の単位）を示すヒストリカルな根拠が存在するべきである。

- **資産の売買にコミットしている市場参加者の存在**

高品質な流動資産の売買に係る価格（参照価格）が概ね入手可能であると思われること。

---

<sup>5</sup> デュレーションは、金利変動に対する、固定利付証券の価格感応度を示す。

- **市場集中度が低い**  
資産市場において、多様な買い手、売り手グループが存在することにより、市場の流動性に対する信頼が高まる。
- **質への逃避**  
歴史的に、市場は、システミックな金融危機が発生すると、これらの高品質の流動資産に逃避する傾向がある。

23. 上述のとおり、流動資産が高品質であるか否かは、深刻な業界・市場のストレスに直面した場合でも、当該資産の売却か当該資産を担保にした調達を行うことにより、流動性を確保する能力があるかどうかで、判断される。実際に、そのような資産は、このような環境において、しばしば質への逃避の恩恵を受ける。質の低い資産は、この要件を満たさない。市場が深刻なストレスに直面している時に、銀行が質の低い資産での資金調達を試みた場合には、高い市場リスクを補填するため、大規模投売りによる価格低下か、大幅なヘアカットを受け入れることが必要になる。この場合、銀行に対する市場の信認が低下するだけでなく、同様の商品の時価下落による損失が生じ、銀行の流動性ポジションに対する圧迫を高めることにも繋がり、結果的にさらなる投売や価格の低下、市場流動性の低下を引き起こすかもしれない。こうした状況下においては、このような商品に関する市場流動性は、急激に消滅しがちである。金融システム全体の反応を考慮すると、上記要件を満たす高品質の流動資産のみが、深刻なストレス時にあっても、市場で即時の現金化が可能となる。

24. 高品質の流動資産は、理想的には、日中あるいはオーバーナイトの資金調達時の担保として、中央銀行に適格<sup>6</sup>と認められることが望ましい。過去に、中央銀行は、深刻なストレス時に銀行システムに流動性を供給するという安全装置を提供してきた。中央銀行の適格担保である事は、銀行が、深刻なストレス時にも金融システム全体を傷つけずに利用できる資産を保有しているという信認を与える。このことは、ひいては、銀行システムにおける流動性リスク管理の安全性および健全性に対する、市場の信認を高めることになる。

25. しかしながら、中銀適格担保であること自体が高品質な流動資産としての分類基準を満たすものではないということは留意すべきである。

---

<sup>6</sup> ほとんどの国において、高品質の流動資産は、ストレス時でも、市場流動性を持つことに加え、中銀適格担保であるべきである。中銀適格担保が、極めて狭い範囲の資産に限定されている国においては、中銀適格担保でなくても処分上の制約がなく、かつレベル1またはレベル2資産の適格条件を満たせば、高品質の流動資産の一部として、監督当局が認定してもよい（34パラグラフからの流動資産の定義を参照）。

## (2) 運用に関する要件

26. 高品質の流動資産は全てそのプールの一部として管理されなければならない、かつ以下の運用に関する要件の対象となる。これらの資産は、銀行がストレス時に生じる資金流入・流出のギャップを埋めるために、いつでも現金化できるように、利用可能でなければならない。また、処分上の制約を受けてはいけない。

27. 「処分上の制約を受けない (unencumbered)」とは、明示的あるいは黙示的に、いかなる取引に対しても担保や信用補完として供されていないことを意味する。しかしながら、リバース・レポ取引や証券貸借取引によって受け取った銀行が保有する資産で、再担保されておらず、法的かつ契約上銀行が使用可能な資産は、高品質な流動資産の一部として勘案することができる。加えて、流動性の質としては高品質と見なせるが、中銀や政府系公的機関 (PSE) に担保として預けられている資産のうち、未使用となっている分については、高品質の流動資産に含めることができる。

28. 流動資産は不測の事態のための資金源として明確かつ単一的な意図をもって管理されなければならない、トレーディングポジションやそのヘッジとの混同、担保としての使用、仕組み取引などの信用補完目的での使用、あるいは (賃貸料や給料のような) 運転費用をカバーするものとして指定してはいけない。銀行は流動資産を保有することにより生じる価格変動リスクをヘッジすることは認められており、かつ (ヘッジしたとしても) 流動資産に含めることが可能である。関連するリスクをヘッジする際、(資産を売却する際に) 万一、ヘッジを期限前に閉じる必要が生じた場合には、(各資産に適用された市場価格において) 資金流出が生じる可能性があることを考慮すべきである。また、顧客名義の証券を担保とするレポ取引において受け取った現金は流動資産として取り扱うことはできない。

29. 流動資産は、銀行の流動性リスクを所管している部署 (主として市場部門) の下で管理されるべきである。また、銀行は、定期的に、レポ取引や市場での売却により流動資産の一部を現金化することで、ストレス時における負の影響を最小化するとともに、市場へのアクセスや現金化プロセスの有効性、資産の有用性を確認すべきである。

30. パラグラフ 193、194 で述べられたように、(法的な連結主体のネット資金流出として計測されるなど) そのリスクが連結ベースの LCR に反映されている範囲において、銀行は、連結レベルで、(該当する場合) 連結の法的要件を満たすために保有している資産を、適格な流動資産に含めてもよい。法的な連結主体によって保有されている流動資産の余剰は、ストレス時において、それらの資産が、連結主体 (親会社) において、自由に利用できる場合のみ、連結ベースの流動資産に含めることができる。

31. 加えて、銀行および監督当局は、LCR で想定するストレスが、日中に生じ、その日のうちに消滅する、予期されたあるいは想定外の日中流動性不足をカバーしていないことに留意すべきである<sup>7</sup>。

32. LCR が1つの共通な通貨で達成され、報告されることが期待される一方で、銀行は、通貨単位毎の所要流動性額を満たすと同時に、通貨単位毎の所要流動性額に見合う形で高品質の流動資産を維持することが期待されている。銀行はネット資金流出が起こった通貨や地域において流動性を生み出せるように、高品質の流動資産を準備する必要がある。そういった意味で、銀行や監督当局が、潜在的な通貨ミスマッチの把握を可能にするために、セクションⅢ.4で示されたように、通貨単位のLCRが計測、報告されることが期待される。外貨の流動性リスクを管理する際に、銀行は、ストレス時においては、通貨をスワップすることが困難になるリスクや各外国為替市場へのアクセスが急速に悪化するリスク、また突然の不利益な外国為替の変動が、急激にミスマッチポジションを拡大し、適切な為替ヘッジの有効性が失われるリスクを考慮すべきである。

33. 仮に、適格流動資産が（例えば格付低下により）不適格になった場合には、クリフ効果を軽減するために、その日から30日の間は、これらの資産を流動資産に含めることが認められる。これによって、銀行には、流動資産の入れ替えもしくは必要額を調整するための追加的な時間が認められる。

### *(3) 高品質の流動資産の定義*

34. 高品質な流動資産は前述のような特徴を持つ資産から構成されるべきである。この章では、これらの特徴を満たし、流動資産として使用できる資産について記載する。

35. 高品質な流動資産に含めることができる資産には2つの分類があり、各分類に含められる資産は、ストレス期間が始まる時に銀行がすでに保有している資産である。“レベル1”資産は無制限に含めることが可能であり、“レベル2”資産は、保有する流動資産全体の40%まで含めることができる

36. 40%上限の算出は、(30日以内に期日が到来する)レベル1資産以外を用いた有担保調達（あるいは有担保スワップ）取引により調達された現金若しくはもしくはその他のレベル1・レベル2資産を考慮するべきである。高品質の流動資産に計上可能な調整後のレベル2資産の最大額は、レベル1資産の調整後（ヘアカット適用後）残高の2/3と同等である。

---

<sup>7</sup> バーゼル委は、現在、日中流動性リスクをどのように処理すべきかについて調査している。

37. レベル1資産の調整後残高とは、全ての短期有担保調達、担保付貸出、レベル1資産とレベル1以外の資産”を交換するコラテラル・スワップ取引などが解消された結果として生じるレベル1資産の残高として定義される。レベル2資産の調整後残高とは、全ての短期有担保調達、担保付貸出、レベル2資産とレベル2以外の資産を交換するコラテラル・スワップ取引などが解消された結果として生じるレベル2資産残高であり、現金やその他のレベル1資産を含めた値として定義される。ここで、短期資金取引とは期日が30日以内（30日を含む）に到来する取引を意味する。後述のとおり、各ヘアカットはキャップ勘案前の値に適用される。

38. 全ての高品質な流動資産は、理想的には、銀行が中央銀行にアクセス可能な国や通貨の中で日中およびオーバーナイトの流動性不足時の担保として、中央銀行に適格と認められたものであるべきである<sup>8</sup>。

(i) レベル1資産

39. レベル1資産が（分子に）占める割合には制限がなく、市場価格で評価し、LCR算出の際にヘアカットを適用する必要はない。ただし、各国の監督当局は、資産の満期や、信用および流動性リスク、典型的なレポのヘアカット率にもとづいて、ヘアカットを適用するよう求めることができる。

40. レベル1資産は以下の資産に限る。

(a) 現金

(b) ストレス時に、引出しが可能な範囲の中銀預金<sup>9</sup>

(c) 国、中央銀行、中央銀行以外の政府系公的機関（PSE）、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州委員会、または多国間開発銀行が発行・保証する市場性のある証券で、下記の条件を満たすもの

- バーゼルIIの標準的手法でのリスクウェイトが0%であること
- 集中度が低いことに特徴されるような大規模で活発な売買市場またはレポ市場で取引されていること
- 市場がストレス状態にある場合においても、（レポまたは売却可能で）市場から流動性を調達できる実績があること
- 金融機関もしくはその関連会社が債務者となる債券ではないこと

(d) リスクウェイトが0%ではない国について、流動性リスクを取っている国もしくは

---

<sup>8</sup> 中銀適格担保：ほとんどの国において、高品質な流動資産は、ストレス時でも市場流動性を有することに加え、日中及びオーバーナイトの流動性枠の担保として中央銀行に適格と認められている。中銀適格担保が、狭い範囲の資産に限定されている国においては、中央銀行が認めていない資産であっても、処分上の制約がなく、他の全ての流動資産の要件を満たせば、各国当局が高品質な流動資産の一部と認定することができる。

<sup>9</sup>各国の監督当局は、それぞれの中央銀行と、中銀準備金をどの程度流動資産として計上できるか、すなわち、ストレス時に引出すことのできる準備金の範囲について議論し、合意すべきである。

銀行の母国において、国または中央銀行が（リスクウェイトが0%ではない）当該国の通貨建てで発行する債券

- (e) リスクウェイトが0%ではない国について、当該国におけるオペレーションに必要とされる外国通貨の範囲内で保有される、当該国または中央銀行が当該外国通貨建てで発行する債券

(ii) レベル2資産

41. レベル2資産は、ヘアカット適用後、全流動資産の40%を越えない範囲で、流動資産に含めることができる。既述のとおり、レベル2資産の算入上限には、30日以内に満期を迎える有担取引（または担保スワップ）によって得た現金もしくはその他のレベル1資産が実質的に勘案される。レベル2資産の算入上限の計算方法はパラグラフ36に述べられている。各金融機関が保有するレベル2資産のポートフォリオは、資産の種類、発行体（発行体がどのセクターに該当するか等）、特定の取引相手または発行体という意味において、十分に分散化されたものでなければならない。

42. 流動資産に含むレベル2の市場価格に対し、最低15%のヘアカット率を適用する。レベル2資産は以下のものに限る。

(a) 国、中央銀行、中央銀行以外の政府系公的機関（PSE）、または多国間開発銀行が発行、保証する市場性のある証券で、下記の条件を満たすもの

- バーゼルIIの標準的手法でのリスクウェイトが20%であること
- 集中度が低いことに特徴されるような大規模で活発な売買市場またはレポ市場で取引されていること
- 市場がストレス状態にある場合においても、（レポまたは売却により）市場から流動性を調達できるという実績があること。（具体的には、深刻な流動性ストレス期において、30日の間に、価格の下落またはヘアカットの増加の最大値が10%を超えないこと）
- 金融機関もしくはその関連会社が債務者となる債券ではないこと

(b) 社債<sup>10</sup>およびカバード・ボンド<sup>11</sup>で、下記の条件を満たすもの

- 金融機関もしくはその関連会社が発行したものではないこと（社債の場合）

---

<sup>10</sup> この場合の社債とは、いわゆるプレーン・バニラな社債のみを指す。評価が簡単で標準的であり、非公開情報に依存しない。つまり、これらは、複雑な仕組み商品や劣後債を含まない。会社が合併した場合、新会社が発行する社債は、最低限、合併前の会社の最も流動性の低い特性を受け継ぐことになる。

<sup>11</sup> カバード・ボンドとは、発行体である銀行もしくはモーゲージ機関により発行・保有された債券であり、法律により、債券保有者を保護するための特別な、監督の適用対象とされている。同債券発行により得た発行収入金は、法律に従って同債券に付随する償還請求権を、債券の有効期間を通してカバーすることが可能な資産に投資されなければならない。また、同債券発行者の破綻時には、それらの資産から元本や金利の返済が優先順位に従い行われる。

- 銀行自身もしくはその関連会社が発行したものではないこと（カバード・ボンドの場合）
- 認定された外部格付機関（ECAI）から少なくともAA-<sup>12</sup>の格付を得ていること、もしくはECAIによる格付評価がなく、内部格付がAA-に相当するデフォルト率（PD）に対応していること
- 集中度が低いことに特徴されるような大規模で活発な売買市場またはレポ市場で取引されていること
- 市場がストレス状態にある場合においても、（レポまたは売却により）市場から流動性を調達できるという実績があること。（具体的には、深刻な流動性ストレス期において、30日の間に、価格の下落またはヘアカットの増加の最大値が10%を超えないこと）

#### *追加的な基準の検証*

43. レベル2資産の適格性は、信用格付および追加的な定量的、および定性的な基準によって決定する。追加的な基準は、適格なレベル2資産を排除するためのものではなく、流動的でない資産に対応するためのものであり、外部格付のみに過度に依存しないよう、資産の流動性を評価する手段を提供するものである。バーゼル委は、適切な基準を決定するため、観察期間を通じて、多くの定量的、および定性的な基準を検証する予定である。検証される基準には、取引残高、ビッド・アスク・スプレッド、回転率、今後、バーゼル委により策定されるその他の基準が含まれる。

44. これらの基準が確立されるにつれ、外部格付の重要度は低下し、追加的な基準の重要度が増すであろう。

#### *(iii) 流動資産が不足する国における扱い*

45. いくつかの国では、自国通貨のエクスポージャーを多く有する銀行の総需要を満たすには、自国通貨建てのレベル1資産の供給が不足している可能性がある。さらに、こうした通貨の中には、レベル2資産の供給が非常に限られている可能性もある。このような状況に対処するために、バーゼル委は、流動資産として保有するために取り得る代替策の検討について合意した。この代替策は、流動資産が十分に存在しない、非常に限られた国と通貨に適用される。観察期間中、バーゼル委は、どの国／通貨が流動資産の代替策の対象となるか決定するために定量的に評価可能な閾値の規定を検討する。この代替策の利用については、通貨共同体発行の債務はその共同体内のすべての国において利用可能と考えられ、この代替策がその国内通貨における高品質な流動資産の真の不足に関連付けられることを反映する、追加的な定性的基準が必要と

---

<sup>12</sup> 複数の格付評価が異なる場合、適用される格付は、バーゼルIIの標準的手法で用いられた方法に準じる。

なるかもしれない。大量の外貨建負債を保有するグローバルに活動する銀行は、それらの通貨で LCR を達成する必要があり、国内通貨の流出ニーズのために国内通貨の不足がある場合のみ代替策を利用することができる。

46. これらのオプションのいずれにおいても、適用範囲は流動性プールの一定割合に制限される。代替策として可能性のあるオプションは、以下のとおりであり、観測期間中に最終決定される。

47. オプション 1 - 手数料を伴う適切な中央銀行からの流動性ファシリティ・コミットメント契約：規定する閾値と基準により定められた高品質な流動資産がない通貨において、オプション 1 は、手数料を支払うことで、適切な中央銀行（すなわち、問題の通貨に関連する中央銀行）から供給される流動性ファシリティ・コミットメント契約を使うことを銀行に許容するもの。これらのファシリティは、通常の中央銀行の常設ファシリティと混同してはならない。特に、これらのファシリティは、中央銀行と民間銀行の間の、最低でも LCR 前提である 30 日を超える満期日とした契約上の取り決めである。さらに、契約は満期前に取消不能であり、中央銀行による事後的な与信判断がないものでなければならない。また、そのファシリティは、引出残高があれば金額に関係なく課される手数料があり、その手数料は LCR を満たすためにファシリティを使う銀行と使わない銀行において、同等に流動性リスクに係るエクスポージャーを減らす金銭的なインセンティブが持てるように設定される場合にのみ許容される。つまり、ファシリティを担保するために使う資産の利回りが、実質的な信用リスクの違いを調整した後で、典型的なレベル 1・レベル 2 資産のポートフォリオの利回りと同様となるように手数料が設定されるべきということである。

48. オプション 2 - 外貨流動資産：規定する閾値と基準により定められた、高品質な流動資産がない通貨において、オプション 2 は、結果として生じる通貨ミスマッチポジションが、正当かつコントロール可能であるとして監督当局と合意したリミット内で、流動性リスクを有する通貨とは一致しない通貨建ての流動資産を保有することを許容するもの。監督当局はそのようなポジションは銀行の為替リスク管理能力やニーズに整合的なレベル内に制限すべきであり、自由かつ確実に交換できる通貨に関連したそのようなポジションが銀行によって効果的に管理されており、銀行の財務基盤に不測のリスクをもたらさないことを確認すべきである。銀行は、それらのポジションを管理するに際し、銀行の通貨スワップ取引遂行能力、また、関連する外国為替市場へのアクセスが、ストレス状況下で急激に悪化するかもしれないというリスクを考慮に入れるべきである。銀行はまた、急激で、銀行にとって不都合な方向の為替レートの動きが、現在のミスマッチポジションを急に拡大させ、既存の外貨ヘッジの有効性を様変わりさせてしまい得ることも考慮に入れるべきである。本オプションを利用する際の上限額は、恐らく、(i)流動資産の不足を他通貨の流動資産によりカバーしてい

る通貨におけるネット資金流出額合計の最大値と、(ii)当該通貨におけるネット資金流出額合計との比率で表現されるであろう。

49. オプション3- より高いヘアカットを適用したうえでのレベル2資産の追加利用：このオプションは、規定する閾値と基準により定められた、レベル1資産については不足しているものの、十分な量のレベル2資産があるような通貨に対して対処できる。この場合、委員会によって規定された限度を上限として、追加的なレベル2資産を流動資産として保有するために、国内通貨（流動性リスクを被っている通貨とマッチする）の流動資産の不足を証明することを銀行に許容することを監督当局が選択できる。これら追加的な資産に対しては、40%上限に収まるレベル2資産よりも高いヘアカットが適用されるであろう。

### B. 累積ネット資金流出

50. 累積ネット資金流出<sup>13</sup>は、暦日ベースで30日間の特定のストレスシナリオにおいて、予想される累積資金流出から累積資金流入を差引いたものと定義される。累積予想資金流出は、様々な種類の負債残高やオフバランスシートのコミット額に、予想される流出率や引出率を掛け合わせることで算出される。累積予想資金流入は、累積予想資金流出の75%を上限として、様々な種類の契約上受け取ることができる金額に、予想される受取率を掛け合わせることで算出される。

|   |
|---|
| $\begin{aligned} & \text{30日間の累積ネット資金流出} = \\ & \text{資金流出} - (\text{資金流入} \times 75\% \text{のいずれか小さい方}) \end{aligned}$ |
|---|

51. ほとんどの資金流出率や引出率等の変数は、全ての国で統一して適用されるが、変数によっては、各国の監督当局が定めるものもある。この場合の変数は、透明性を持って開示されるべきである。

52. 付属文書1のテンプレートは、銀行が用いるべき枠組みの例と各区分に適用される掛目が示されている。

53. 銀行は、二重計上できない。すなわち、高品質な流動資産（分子）に含めるためには、その資産は資金流入として計上できない。潜在的には、複数の項目に計上される可能性はあるが（例えば、30日以内に期日が到来する負債をカバーする流動性コミットメントライン）、この場合、契約上の最大流出を上限として計上すれば良い。

<sup>13</sup> 該当する場合、資金流入と資金流出には、30日間に受け払いが見込まれる利息を含めるべきである。

## (1) 資金流出

### (i) リテール預金の流出

54. リテール預金の定義は、自然人からの銀行預金とする。法人、個人企業、パートナーシップからの預金は、ホールセール預金に分類される。LCR におけるリテール預金は、要求払い預金と、パラグラフ 62、63 で定める基準を満たさない定期預金が対象となる。

55. リテール預金は、以下のとおり“安定的”な部分と“準安定的”な部分に区分され、区分ごとに流出率が適用される。以下の流出率は最低基準であり、各国の監督当局により、各国におけるストレス時の預金者行動を反映したより高い流出率が設定される。

#### (a) 安定預金(流出率=5%以上)

56. 全ての地域における最低流出率である 5%以上が適用される安定預金は、同等の保護力のある実効的な預金保険制度または公的保証の保護対象であることに加えて、以下のいずれかの条件を満たす必要がある。

- 預金者は預金を預ける銀行と他の取引関係があり、そのために預金を引出す可能性が非常に低いこと。
- 日常用いる口座（例えば、給与自動振込口座）にある預金

#### (b) 準安定預金(流出率=10%以上)

57. 監督当局は、各国で潜在的に安定性が低いリテール預金に対して、10%を最低水準として、必要に応じてより高い流出率を適用する追加的な区分を設定することが期待される。各国特有の流出率は、明確に説明されるとともに、透明性を持って開示されるべきである。準安定預金の区分には、実効的な預金保険制度や公的保証でカバーされていない預金、高額預金、洗練されたリテール顧客または富裕層による預金、引出が迅速にできる預金（例：インターネット預金）、外貨預金の対象となり得る。こうした預金区分は各国で定められる。

58. 実効的な預金保険制度とは、(i)保険金の迅速な支払いが可能であることが約束されており、(ii)適用範囲が明確に定められており、(iii)公的な認識が高い制度のことである。実効的な預金保険制度における預金保険業者は、権限実行に正式な法的効力を有しており、実務的に独立した、透明性を持って説明可能な業者のことである。預金保険として有効に機能する、明確に法的拘束力のある預金への政府保証は、実効的な預金保険制度とみなすことができる。

59. 預金保険制度が存在することだけでは、“安定”預金に該当するか否かを判断するうえで十分ではない。

60. 仮に、銀行が上述の定義に従って、どのリテール預金が“安定”預金であるとみなされるかが容易に判断できない場合（例えば、どの預金が預金保険制度や政府保証でカバーされるか判断できない場合）、リテール預金全額を監督当局によって設定される“準安定”預金に分類すべきである。

61. 外貨預金とは、銀行が営業する地域における国内通貨以外の通貨での預金を指す。外貨預金の流出率は、銀行が営業する国の監督当局により決定される。外貨預金は、現地通貨建て預金に比べてボラティリティが高いと考えられる根拠がある場合、“準安定”として分類される。外貨預金のボラティリティに影響を与える要因としては、預金者の種別、預金者の専門知識の程度や外貨建て預金の目的などが考慮される(例えば、同通貨建のビジネスニーズに関連した預金であるか、利回りによって預け入れられた預金でないか)。

62. リテール定期預金：預金者が LCR の基準期間である 30 日以内に預金を引出す法的権利がない場合や金利損失より十分に高い早期解約手数料が課される場合は、残存期間や引出通知期限が 30 日以上 of 定期預金を認識する（つまり LCR の計測対象外とする）。

63. 預金者が対応する手数料を課されることなく引出が可能な場合や、引出す法的権利がないという条項が付加されていない場合、その預金は全額を要求払い預金として取り扱われなければならない(つまり、残存期間にかかわらず、パラグラフ 55—61 で定められた流出率を適用する)。もっとも、監督当局は、預金者が困窮を原因として例外的に定期預金を引出す場合には、預金全体の取扱いを変えないで済むための例外規定を定める場合もある。

64. 上記にかかわらず、監督当局は、通常時またはストレス時において、定期預金の引出は要求払い預金と同様に行われると判断した場合や、ストレス時において、銀行が風評リスクを回避するために、早期に預金を返金すると判断した場合、定期預金に高い流出率を設定する場合もある。監督当局は、各国において、適用方法を明確に定め、国内銀行間で類似の形式にて適用することで、0%より高い流出率を適用することができる。

#### *(ii)無担保のホールセール調達*の流出

65. LCR では、無担保ホールセール調達とは、自然人以外（つまり、個人企業、パートナーシップを含む法人）に対する債務や一般的な債務のうち借り手が破産、清算、整理が発生した場合に備えて、借り手が所有する資産や権利が担保として差し入れられていないものと定義される。ただし、デリバティブに関する契約はこの定義から除外される。

66. LCR に含まれるホールセール調達、LCR の基準期間である 30 日間に早期償還が可能な調達、または、同期間中に契約上で最も早期な解約・償還を迎える(更新を迎える定期預金や保全無しの負債性証券など)調達、満期の定めがない調達の全てと定義される。これには、30 日間(暦日ベース)に投資家の裁量で行使可能なオプションが付加された全ての調達を含めるべきである。銀行の裁量にて行使可能なオプションが付加された調達については、監督当局が、風評リスクの観点から銀行のオプション行使に制約がないか、考慮すべきである<sup>14</sup>。特に、市場から法的な最終期日以前の早期償還が期待されている種類の負債については、銀行および監督当局は、LCR の目的に鑑みて、早期償還を想定し、資金流出に含めるべきである。

67. 預金者に早期引出の権利<sup>15</sup>があるホールセール調達で、30 日超の引出通知期限が契約上定められている場合、LCR には含めない。

68. この基準では、無担保のホールセール調達は、以下のとおり分類される。分類は、貸し手の金利水準に対する感応度や、借り手銀行のクレジットの質、返済能力にもとづいて決定される。これらの分類は、貸し手のタイプ、洗練度や銀行とのオペレーション上の関係などに応じて異なる。流出率は、区分毎に記載されている。

*(a) 中小企業顧客からの無担保ホールセール調達：5%、10%およびそれ以上*

69. 中小企業顧客からの無担保ホールセール調達は、リテール預金と同様、各国当局が定めた定義に従って、“安定的”と“準安定的”に実効的に区分しなければならない。リテール預金同様、“安定的”な区分の流出率は、最低 5%、“準安定的”な区分の流出率は、最低 10%とする。

70. 本区分は、非金融中小企業顧客の預金およびその他の方法による資金提供によって構成される。こうした顧客からの調達額は、1 顧客あたり総額<sup>16</sup>100 万ユーロ未満(可能な場合は連結ベース)であり、リテール顧客として管理され、一般的にはリテール顧客と類似した流動性リスクの特徴を持っていると考えられている。

---

<sup>14</sup> 流動性ストレス下において、銀行がオプション行使しなかった場合の資金調達への影響を銀行自身が勘案する事態を考慮している。

<sup>15</sup> 契約上の満期の前に預金者によるコールが可能となるオプションが内包されているものを想定している。

<sup>16</sup> “中小企業顧客”から供給される資金は、バーゼルⅡの Paragraph 231 における中小企業宛貸金の定義と整合的に定義されている。“総調達額”とは全ての種類の調達(例：中小企業からの預金あるいは負債性証券)のグロス合計額を意味する(つまり、同一法人への与信を勘案しない)。さらに、連結ベースで制限されるとは、1 社あるいは複数の中小企業顧客が他の中小企業顧客と関連があると判断される場合でも 1 債権者として扱われ、関連する顧客グループ全体からの調達額に対して上限が適用されるということである。

71. 中小企業顧客からの定期預金は、パラグラフ 62、63 に記載しているリテール顧客からの定期預金の取扱いと同様に取り扱われるべきである。

*(b)オペレーション上の関係を持つ先からの無担保ホールセール調達：25%*

72. 以下に示すような特別なオペレーション上の関係のあるホールセール顧客からの預金や他の方法による資金提供のうち適格な部分については、このセクションで取り扱われる。金融機関および金融機関以外の法人顧客が、この中に含まれる。ここで対象となる調達は、以下で示すとおりオペレーション上の目的のために特に必要と示されるものとなる。顧客が銀行に実質的に依存する形で取引関係が確立されていれば、流出率25%を適用する。本文脈では、確立された取引関係とは、向こう30日間以上、顧客が、独立した第三者仲介機関として、銀行に対し業務を依存しているクリアリング、カストディ、キャッシュ・マネジメント・サービスのことを指す。対象となる預金については、金利収入の提供のみを目的とした市場性調達によるものではなく、基となる銀行業務の副産物として提供されている預金を対象とする。この預金は、同じ残存期間の市場性調達の付利水準を上回ってはならず、指定口座において管理する必要がある。預金の中でもこれらオペレーション上の役割として利用される残高に対してのみ流出率25%が適用できる。上記のオペレーション上必要とされる額を超える引出可能な預金については、流出率25%を適用できない。言い換えれば、サービス提供者に預け入れられている預金で、オペレーション上必要であると立証される預金残高のみが安定的であるとみなされる。そして、その残高を超過する部分については、流出率25%を適用することができない。

73. 預け入れられている銀行において流出率25%を適用する預金は、預け入れている銀行では、オペレーション上の活動を行うため、預金残高を維持するとみなし、資金流入率0%を適用する。監督当局は、こうした措置を活用する銀行が、実際にこれらのオペレーション上の活動を示された水準で行っている事を確認する意味でも、承認を与える必要がある。

74. これらのオペレーション上の区分にかかわらず、流出率25%を適用する預金が銀行取引から逸脱している場合、あるいは、主要なブローカレッジ業務に含まれるとみなされる場合、オペレーション上の関係はないものと見做し流出率が設定される。<sup>17</sup>

---

<sup>17</sup> コルレス銀行業務とは、銀行が他の銀行から受入れた預金において、外国為替取引の決済のために支払い等の業務を提供することを指す(例：いわゆる、ノストロ口座、ヴォストロ口座と呼ばれる外国為替取引決済のための清算、支払決済用準備預金)。プライムブローカレッジとは、特にヘッジファンドなどの資産規模の大きい運用者に対し提供する、サービス・パッケージを指す。通常、これらのサービスには、クリアリング、決済、カストディ、統合的な報告、融資（マージン、レポ、シンセティック）、証券貸し、資本導入、リスク分析などが含まれる。

75. クリアリングによる取引関係とは、顧客が国内の決済システムの直接参加者を通じて、間接的に資金（または証券）を最終的な受取人に振り込むことを可能にするサービスを指す。このサービスは、次に挙げる内容に制限される：支払指示にもとづく送金通知・リコンサイル・最終確認、日中貸越、未入金時におけるオーバーナイトの当座貸越、当日最終決済ポジションの確定。クリアリングおよび関連サービス業務については、対象顧客と法的に拘束力がある協定書締結のうえで、サービスを提供しなければならない。

76. カストディによる取引関係とは、顧客が金融資産の商取引を行った際に、その過程において、顧客の替わりに行う金融資産の保管・報告・資産処理、等関連活動のオペレーショナルおよび管理上の助成等のサービスの提供を指す。カストディおよび関連サービス業務については、対象顧客と法的に拘束力がある協定書あるいはそれに準じる協定書締結のうえ、サービスを提供しなければならない。このサービスは、証券取引の決済、契約で保証された支払代行、担保受払処理、外国為替取引の約定、副次的なキャッシュ・マネジメント・サービスにおける現金取扱・残高把握等の業務内容に制限される。また、配当金受取、その他雑収入受取、出資・償却、スケジュールにもとづく資金・配当分配と手数料支払、税金・その他費用支払も含まれる。そのうえ、カストディサービスは、信託サービス、トレジャリー、エスクロー、資金移動、株式譲渡、および支払・決済（コルレス銀行業務を除く）を含む代行業務、トレードファイナンス、および預託証券業務が対象となる。

77. キャッシュマネジメントによる取引関係とは、キャッシュマネジメントおよびその関連サービスの提供を指す。キャッシュマネジメントおよびその関連サービスについては、対象顧客と法的に拘束力がある協定書締結のうえ、サービスを提供しなければならない。キャッシュ・マネジメント・サービスは、顧客のキャッシュフロー、資産および負債を管理し、顧客のオペレーションにおいて必要な金融取引を行うために提供されたそれらの商品とサービスを指す。このサービスは、顧客への情報提供、顧客の金融取引を円滑に進める情報システムの提供、支払送金、集金、給料支払、ファンド支出におけるコントロール、自動支払、金融オペレーションを円滑に行うためのその他取引を含む。

78. 預金保険で完全に保護されており、オペレーション上の取引関係を伴う金融機関以外の法人顧客、ソブリン、中央銀行、公共セクターから無担調達に関しては、“安定的”なりテール預金区分と同じ流出率5%が適用される。

*(c) 協同組織金融機関の（系統）預金の取扱い*

79. 協同組織金融機関とは、法的に独立した銀行が共通の戦略と商標のもとで法令にもとづき形成し、系統中央（金融）機関・特別な中央サービス提供者が特定の機能を

司る集合体である。ここで(a)法令によって定められ、当局にも報告を行っている最低預入額、(b)共通の機能を相互に分担するために法的、制度的または契約上の協定にもとづき銀行の流動性不足、支払不能の事態に備え相互保護の目的のもとで系統中央機関・特別な中央サービス提供者にシステム内の銀行から預けられた預金については、流出率を25%とすることができる。当該預金は系統中央機関に留まるため、預金を行う傘下の系統金融機関はその他オペレーショナル目的預金と同様に満期到来時における流入率を0%とする。

80. 上記取扱いを採用する、当該銀行が実際に系統中央機関であることおよび／または同協同組織ネットワークにおけるサービス提供中央機関であることを確認するために当局の認可を必要とする。コルレス銀行業務は、本取扱いには含まれず、100%の流出率が適用される。上記パラグラフ (a)、(b) で示された以外の理由で系統中央機関・特別なサービス提供中央機関に預け入れられた預金、決済・カストディ、またはパラグラフ 75—77 に示すキャッシュマネジメント目的以外の預金については流出率を100%とする。

*(d) 金融機関以外の法人顧客やソブリン、中央銀行、公共セクター等からの無担保ホールセール調達：75%*

81. 本区分は、特にオペレーション目的（定義は上述）で保有されている訳ではない金融機関以外の法人顧客（中小企業顧客を除く）、国内・海外のソブリン、中央銀行、公共セクター等からの全ての預金、無担調達とする。多国間開発銀行からの調達も含むこととし、流出率を75%に設定する。

*(e) その他の法人からの無担保ホールセール調達：100%*

82. 本区分は、金融機関（銀行、証券会社、保険会社など）、受託者<sup>18</sup>、受益者<sup>19</sup>、導管体、SPV、銀行の関連会社からの全ての預金や他の調達のうち、オペレーション目的で無く、上述の4区分に含まれない調達で構成される。本区分の流出率は100%と設定する。

83. 銀行が発行するすべての証券は、リテール市場に限定して発行されかつリテール口座に保有されているものでない限り、保有者にかかわらず本区分に含まれる。上記条件に該当する場合は、該当するリテール預金の区分に含めることができる。

---

<sup>18</sup> 本文脈では、第三者のために資産を管理する権利を有する法人と定義する。受託者には、ヘッジファンド、年金基金、その他合同運用商品のような資産管理会社を含む。

<sup>19</sup> 本文脈では、遺言、保険契約、退職年金積立、年金受給権、信託およびその他の契約にもとづいて利益を受領、もしくは受領する資格を有する法人と定義する。

(iii) 有担保調達の流出率

84. ここで“有担保調達”とは債務や一般的な責務のうち借り手が破産、支払不能、清算、整理された場合に備えて、借り手が所有する特定の資産が担保として差し入れられているものと定義される。

85. 短期資金調達取引における有担保調達の喪失 – このシナリオにおいて、レポ、リバース・レポその他の証券貸借取引の継続は、高品質の流動資産が担保となっている場合、または当該銀行の国内ソブリン、公共セクター、中央銀行が取引相手となっている場合に限定される<sup>20</sup>。担保スワップや同等スキームについてはレポ、リバース・レポと同様に扱われる。シナリオ上、銀行は以下の掛目を30日間のストレス期間中に満期を迎える有担保調達取引の残高全額に適用すべきである。流出額は担保価値でなく、実調達額にもとづき計算される。

86. レベル1の資産はその質の高さから調達可能性が低下することはないと考えられる。レベル2の資産に対しては15%の減額率を適用する。それ以外の資産を担保とした当該銀行本邦のソブリン、本邦中央銀行、およびリスクウェイト20%以下の国内公共セクターからの調達については市場ストレス時において引出される可能性が低いと考えられることから25%を適用する。ただし既存取引に対してのみ適用され、未使用の担保に対する調達可能性に対しては適用されない。

87. 上記以外の満期が到来する調達に対しては100%の流出率を適用する。

| 満期を迎える有担保調達取引のカテゴリー                            | 資金流出額に加えるべき額 |
|--|--------------|
| • レベル1資産を担保とした調達                               | 0%           |
| • レベル2資産を担保とした調達                               | 15%          |
| • 当該銀行国内のソブリン、中央銀行、およびリスクウェイト20%以下の公共セクターからの調達 | 25%          |
| • その他  | 100%         |

(iv) その他の義務

88. デリバティブ取引の支払い：100%流出。デリバティブ取引については、受け払いネット後の金額に対して適用される。受け渡し金額は流動資産として計上していない範囲で、二重計上できないというパラグラフ53に従って、レベル1、レベル2担保ともネットされるべき。

<sup>20</sup> 本文脈では、ここで取り扱われる公共法人は、リスクウェイト20%以下の公共法人に制限すべきである。また、“国内の”とは、銀行が法的に設立されている国として定義される。

89. 資金調達取引、デリバティブ取引などの契約における格下げトリガーに伴う流動性ニーズの増加：(3 ノッチまでの格下げで積み増しが求められる追加担保額やそれによって生じる資金流出の 100%に相当する金額) デリバティブ取引の契約には、広く認知された格付け会社による銀行の格下げがあった場合、追加の担保を差し入れ、コンティンジェント・ファシリティからの引出し、調達の早期返済を要求する条項が付いている場合がしばしばである。そのため、ストレスシナリオでは、“格下げトリガー”が付いている各契約に対して、長期信用格付の 3 ノッチまでの格下げがあった場合の追加担保および資金流出の 100%に相当する金額を用意することを義務付けている。短期信用格付と関係するトリガーは、公開されている格付基準に従い適当な長期格付で動作すると推計すべきである。

90. デリバティブ取引などの取引に伴い差入れている担保の価格変動の可能性に伴う流動性ニーズの増加：(レベル 1 でない担保差し入れ資産の 20%)市場慣行を観察してみれば、デリバティブ取引におけるカウンターパーティのほとんどが、ポジションを時価で値洗いすることを求められており、ほとんどの場合、バーゼル II 標準的手法上リスクウェイトが 0%である現金またはソブリン債、中銀債、公共部門債が使われている。これらのレベル 1 資産が担保として供されている場合は、今回の規制提案では価格変動の可能性のための流動資産を維持することを求めない。しかし、仮にカウンターパーティが将来の損失をカバーするために、他の担保で時価評価分のエクスポージャーを確保しているのであれば、担保を差し入れている銀行は、担保の 20%に相当する流動資産を追加で積み重ねなければならない。この 20%は、担保の区分に対し適用される他のヘアカットを勘案後、担保として差し入れが求められている想定元本を基に計算される。

91. ABS<sup>21</sup>、カバード・ボンド、その他のストラクチャード・ファイナンス商品による調達の喪失—銀行自体により発行された時は、ストレスシナリオでは(シナリオの対象となる) 30 日間で、償還・満期を迎える証券の 100%が流出すると推定する(リファイナンス市場が存在しないとの前提)。

92. ABCP、導管体、証券投資ビークル (securities investment vehicles) 等の資金調達ファシリティによる調達の喪失：(償還額または返還され得る資産の 100%) ABCP 等の短期の負債を含むストラクチャード・ファイナンス・ファシリティを有する銀行は、これらのファシリティから発生する流動性リスクを十分に考慮しなければならない。これらのリスクには、(i) 満期を迎える債券のリファイナンスが困難となること、(ii) ストラクチャーに関する契約文書に、デリバティブやデリバティブ類似

---

<sup>21</sup> 流動性規制の下で、出資する導管体/SPV が連結対象とされる場合に、それらの資産負債を計算に含める。監督当局は 30 日以内に満期を迎える負債以上の流動性リスクの発生源の可能性について気をつける必要がある。

の要素が含まれており、資産の返還が可能とされていたり、元々、資産を移管した者に対し、流動性供給を求めることにより、実効的に資金調達の取極めが 30 日以内に終了するもの（“流動性プット”）、が含まれる。特別目的事業体（SPE）<sup>22</sup>（特別目的事業体（SPV）、導管体や SIV など）を介して実施するストラクチャード・ファイナンスにおいては、流動資産の要求額を決定する時、SPV が連結であるかどうかに関わりなく、事業体の負債性商品の期日、資産の“返還”もしくは流動性のニーズの可能性を内包するオプションをルックスルーしなければならない。

| 潜在的なリスク要因                   | 求められる高品質の流動資産の保有                |
|-----------------------------|---------------------------------|
| 計算期間内に期日を迎える負債              | 満期を迎える額の 100%                   |
| 資産の返還、または流動性支援を許容するオプションの存在 | 返還が見込まれる資産額、または流動性が求められる額の 100% |

93. 与信・流動性ファシリティからの引出し:提案されている基準において、与信ファシリティ、流動性ファシリティは、リテール、ホールセール顧客に対して、将来、資金を提供することが明確に取り決められている契約または義務と定義する。提案されている基準では、契約上取り消しが利かない（コミットされている）契約と、将来的な資金提供が条件付で取り消しできる契約のみに限定する。無条件で取止め（銀行による無条件の廃止）が可能なファシリティ（特に、借り手の信用状況の変化に伴う前提条件が付いていないもの）に関しては本項の対象から除外し、“その他の偶発債務”に含める。これらのオフバランスシートのファシリティや資金調達に係わるコミットメントの期間は長期または短期の場合があるが、短期の場合は頻繁に更新あるいは自動的にロールオーバーされる。ストレス下の状況では、これらの枠から資金を引出した顧客が、期日にかかわらず、早期に返済することは難しいと考えられる。したがって、この基準では、すべてのファシリティは、その期日に関係なく、ストレステスト期間中は、引出された残高がそのまま残ると推定する。

94. この基準では、資金調達のために担保を再利用できる権利を法的に有し運用上可能であり、かつファシリティからの引出しの可能性と担保の市場価値の間に過度の相関がない時に限り、これらのファシリティの未引出枠は、ファシリティを保証するためにカウンターパーティによって担保として差し入れられた高品質な流動資産とネ

<sup>22</sup> 特別目的事業体(SPE)は、バーゼルⅡ規制(パラグラフ 552)に定義されている、たとえば、会社、信託、特定の目的ために組織された事業体であり、その活動は目的の達成のための適切な範囲に限られ、そのストラクチャーはオリジネーターやセラーの信用リスクから隔離しようとしている。SPE は一般的に、信託や同じような事業体に、信託が発行した負債により調達した現金やその他資産との交換でエクスポージャーを販売する資金調達のために設立された事業体として利用される。

ットして計算される。二重計上できないというパラグラフ 53 に従い、担保資産が流動資産に計上されていない範囲内で、担保資産は枠金額とネットできる。

95. 流動性ファシリティは、金融市場から通常的手段（例えば CP 発行プログラム）により資金調達できない状況となった場合、顧客の負債をリファイナンスするのが目的であることが明らかな、未引出のバックアップ・コミットメント・ファシリティ、と定義される。事業法人向けの一般運転資金ファシリティ（例えば、一般事業用もしくは運転資金あるいは双方が目的のリボルビングライン）は、流動性ファシリティではなく与信ファシリティに分類する。30 日以内に期限が到来しない発行済有価証券のバックストップとなっている流動性ラインについては、流動性ラインの金額として計上しない。30 日以内に期限が到来する有価証券の発行に利用可能かつ未使用の資金調達枠があるのであれば、流動性ファシリティの想定引出し額として見積もるべきである。

96. パラグラフ 91、92 で述べられている流動性プログラム（30 日以内に、満期を迎えるもしくは、実行され得る流動性プットオプション機能を有するなど）について、関連する流動性ファシリティの供給者である銀行は、金融商品の満期と連結範囲のプログラムへの流動性ファシリティの二重計上をする必要はない。

97. コミットメント型ファシリティ<sup>23</sup>からの契約上の引出し額と 30 日間以内に取り消し可能なファシリティからの引出し見込み額は全て資金流出に勘案する。

(a) リテール、中小企業顧客向け与信・流動性ファシリティからの 5%引出し：銀行はこれらのファシリティの未引出額の 5%引出を見込むべきである。

(b) 金融機関以外の法人顧客、ソブリンと中央銀行、公共部門、多国間開発銀行向けの与信ファシリティ 10%引出し：銀行はこれらの与信ファシリティの未引出額の 10%引出を見込むべきである。

(c) 金融機関以外の法人顧客、ソブリンと中央銀行、公共部門、多国間開発銀行向けの流動性ファシリティからの 100%引出し：銀行はこれらのファシリティの未引出額の 100%を見込むべきである。

(d) 上記以外の法人に対する与信・流動性ファシリティからの 100%引出し：これらの法人には、金融機関（銀行、証券会社、保険会社）、導管体、SPV<sup>24</sup>、受託者<sup>25</sup>、受益者<sup>26</sup>、前出の区分に含まれていない法人を含む。：銀行はこれらファシリティ

---

<sup>23</sup> コミットメントファシリティについては取り消しできないものとする。

<sup>24</sup> 銀行自身の仕組み型資金調達ファシリティにかかる流動性リスクは、本稿のパラグラフ 91、92 として取扱うべきである（満期到来金額の 100%と返還されうる資産の 100%を資金流出に含める）。

<sup>25</sup> 定義については、注 18 を参照のこと。

<sup>26</sup> 定義については、注 19 を参照のこと。

の未引出し額の 100%の資金流出を記録する。

**98. 契約にもとづく 30 日以内の資金提供義務。**

この基準の他のいずれにも該当していない、契約にもとづく金融機関向け貸出義務はここで 100%の流出率で計上しなければならない。

**99. 30 日以内の契約にもとづくリテール、金融機関以外の法人向け貸し出し義務(前出のカテゴリーで勘案されていないもの)合計額がこれらの顧客からの 30 日以内の資金流入の合計額の 50%を超える場合、差額を 100%の資金流出として報告しなければならない。**

**100. その他偶発義務：(流出率は各国の自由裁量)**

各国の監督当局は監督下金融機関とともに、これら偶発債務に伴う流動性リスク上の影響、その結果、保持しなければならない高品質の流動資産の水準を測定することになる。監督当局は各カテゴリーに適用する流出率を公表しなければならない。

**101. その他偶発債務については、契約にもとづくものとそうでないものがあり、貸出コミットメントとは異なる。契約にもとづかないものとしては、将来的なストレス下の状況が発生した場合に、提供している商品やサービスに伴うスポンサー業務や提携関係において、資金やサポートの提供などが必要になる可能性である。契約にもとづかない偶発債務は、すでに販売、スポンサー業務、発行を行った商品やサービスに組み込まれており、風評リスクを考慮した結果、予期せぬバランスシートの拡大を強いられる。これらの商品については、顧客は流動性や市場性について特定の期待を持っており、そうした期待を商慣行上、合理的とみられる方法で裏切るとは銀行の風評を傷付けるか銀行の継続的な存続を妨げることになる。**

**102. その他偶発債務の中には、クレジットまたは他のイベントに明確に付随するもので、ストレスシナリオで想定されている流動性イベントと常に関係している訳ではないものも含まれるが、ストレス時において大幅な流動性の流出を起こす可能性がある。各監督当局および銀行は、ストレス時において、“その他偶発債務”のうち、問題となり得るものを考慮しなければならない。その他偶発債務に関して起こりうる流動性エクスポージャーは、各国毎に起こりうる行動に関する仮定をおくべきであり、監督当局が、その他の偶発調達負債による流出の度合いを見極め、流動性カバレッジ比率に加えなければならない。特定されたすべての契約上、非契約上の偶発債務については、トリガー要因とともにその詳細をテンプレート上にまとめておかなければならない。監督当局と銀行は、最低限、適当な流出を決めるにあたり過去の行動パターンを使用しなければならない。**

103. その他偶発債務には以下のような商品や契約を含む

- 無条件に取り消し可能な“コミットされていない”与信・流動性ファシリティ
- 保証
- 信用状 (L/C)
- その他の貿易ファイナンス商品、および
- 以下のような契約によらない債務
  - 銀行自身、または関連する導管体、証券投資ビークルおよびその他の調達ファシリティが発行した債券の買戻し要求
  - 変動金利型証券や変動金利要求証券 (VRDNs: Variable rate demand notes) のように、すぐに換金できる市場性を顧客が期待している仕組み商品、および
  - MMFまたはその他の集団投資ファンドのように、安定した価額維持を目的として市場取引される合同運用型ファンド
- マーケット・メーカーやディーラーと関連のある発行体にとっては、30 日以上満期を有する負債性証券の発行残高 (保全ありと保全なし、定期または短期) に関して、買戻しの可能性を考慮して、その分の額を流動資産に加える必要があるかもしれない。
- **デリバティブ取引等の価格変動による流動性ニーズの増加** : - (各当局の裁量により決定するにあたり0%でないのが条件)市場慣行上、デリバティブ契約の時価評価によるエクスポージャーに対しては100%の担保差し入れが行われることとなっており、銀行はそうした価値変動に伴い、潜在的に重要な流動性リスクに直面している。同じマスター・ネットィング・アグリーメントの下で実行される取引の資金流入、資金流出はネットして取扱うことができる。

104. その他の契約上の資金流出 : (100%)。配当等、その他の契約上 30 日以内に発生しうる資金流出も、本区分が何で構成されるのかについて説明を加えて、この基準において計上されなければならない。しかし、経費関連の資金流出は、この基準に含まれない。

## (2) 資金流入

105. 利用可能な資金流入を考える場合、銀行は今後 30 日間にデフォルトが見込まれない、健全債権からの資金流入のみを含めるべきである。

106. 監督当局および銀行は、銀行の流動性ポジションが 1 社または限定された取引相手からの資金流入に過度に依存していないかどうかを確認するために、流動性管理の枠組みにおいて、ホールセール取引相手から見込まれる資金流入の集中度をモニターする必要がある。

107. 資金流入合計に対する上限：銀行が流動性の要求を満たすために資金流入のみに依存することを防ぎ、保有流動資産の最低限の保有水準を確保するために、資金流出を相殺することのできる資金流入の金額は、基準どおりに計算して見積もった全ての資金流出の 75%までに制限される。これは、銀行は資金流出の最低 25%の金額の流動資産を保有しておかなければならないことを、要求している。

(i) リバース・レポと証券借入（証券担保貸出）

108. レベル1の資産を担保とする期限付リバース・レポまたは証券借入（証券担保貸出）についてはロールオーバーするので、資金流入はないとみなすべきである（0%）。レベル2を資産とする期限付リバース・レポまたは証券借入（証券担保貸出）については、担保を延長する際に資金が削減されるため 15%の資金流入とする。レベル1でもレベル2でもない資産で担保されている期限付リバース・レポまたは証券借入（証券担保貸出）については、ロールオーバーはしないので、それらの取引からの資金は100%の戻ってくると想定する。この扱いは担保付貸出での流出の想定と整合的なものである。

109. 上記パラグラフの例外として、ショートポジションのカバー、または、関連証券の買戻しを継続するというニーズを満たすために、今後 30 日以内に期限のくる、期限付リバース・レポ、証券借入（証券担保貸出）を通じて取得した担保や担保スワップが、再度利用され（すなわち、再担保され）、それらの担保がショートポジションをカバーするために 30 日以上担保として使われるならば、このようなリバース・レポや証券借入（証券担保貸出）の取引はロールオーバーされるため、キャッシュフローは発生しない（0%）とみなすべきである。

| 下の資産を担保とした期限付リバース・レポの分類： | 資金流入掛目（担保がショートポジションのカバーに使用されない場合）： | 資金流入掛目（担保がショートポジションのカバーに使用される場合）： |
|--------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|
| レベル1資産                   | 0%                                 | 0%                                |
| レベル2資産                   | 15%                                | 0%                                |
| その他全ての担保                 | 100%                               | 0%                                |

110. パラグラフ 108、109 でロールオーバーを想定しているが、銀行は、取引相手が期限付リバース・レポ、証券借入（証券担保貸出）取引をロールオーバーしない場合は都度担保をはずせるように、担保の管理をすべきである<sup>27</sup>。これは特にレベル1

<sup>27</sup> 「健全な原則」の原則9に沿った内容。

や2の資産以外の担保の場合において管理されるべきである。なぜならば、このような資金流出は LCR の枠組みで捕捉できないからである。監督当局は銀行の担保管理を監視すべきである。

#### (ii) 与信枠

111. 銀行が自己使用のために他の金融機関から提供されている与信・流動性ファシリティ、その他の付随的調達ファシリティ (other contingent funding facilities) は、一切、使用できないと考えるべきである。すなわち、こうしたファシリティからの資金流入は0%、すなわち、ストレスシナリオ下では与信や流動性のファシリティからの資金流入は見込めないということである。これは、ある銀行の資金不足が他の銀行の資金不足をまねく連鎖 (contagion) するリスクを減少するためであり、相手の銀行が、資金を提供できない状態にある、(貸し手である) 銀行自身の流動性を保持するため、または (借り手である) 銀行に対するエクスポージャーを下げるために法務リスク、または風評リスクを負っても貸出をしないことがあり得ることを反映させたためである。

#### (iii) 取引相手によるその他の資金流入

112. その他全ての取引については 担保の有無に関係なく、資金流入の掛目は取引相手によって決定される。たとえストレス時においても、銀行が異なるタイプの取引相手に対し貸金の組成やロールオーバーを実行するというニーズを反映させるために、取引相手毎の全ての契約上の健全な資産から資金流入に対する上限が適用される。ローンの支払の場合、健全な資産からの資金流入を含むだけにすべきである

#### (a) リテールや中小企業顧客からの資金流入

113. このシナリオは、銀行はリテールや中小企業顧客から全ての契約上の健全な資産から資金流入を受け取ることを想定している。同時に、一方で、銀行は、リテールや中小企業顧客からの契約上の資金流入に対して 50%のローンを継続延長することを想定されている。この結果、ネット資金流入率は契約金額の 50%となる。

#### (b) その他の法人からの資金流入

114. このシナリオは、銀行はその他の法人から全ての契約上の健全な資産から資金流入を受け取ることを想定している。加えて、銀行は、その他の法人に対してローンを継続延長することが想定される。その資金流入に対する割合は、金融機関からの資金流入に対して 0%、非金融機関、ソブリン、中銀や PSE を含むその他の法人からの資金流入に対しては 50%と想定されている。この結果、資金流入率は以下のとおりとなる。

- 取引相手が金融機関の場合、100%の資金流入
- 取引相手が非金融機関の場合、50%の資金流入

満期をむかえる証券からの資金流入も金融機関からの資金流入と同分類に扱われるべきである。

115. オペレーション用預金:資金流入 0%。パラグラフ 72—77 の記載のとおり、決済、カストディ、キャッシュ・マネジメントに対するように、オペレーション目的の他の金融機関が保有する預金はそこに滞留すると想定し、それらの資金に対する資金流入は算入できない。すなわち、資金流入の掛目は 0%ということになる。

116. パラグラフ 79 と 80 の記載した協同組織金融機関の系統中央機関に滞留する預金も同様の扱いとなる。言い換えると、預金をしている金融機関は、預金満期時も資金流入には算入できない。すなわち、資金流入の掛目は 0%ということになる。

#### *(iv) その他の資金流入*

117. デリバティブ取引からの資金流入は 100%：デリバティブの受け払いはネットベースである。各項目はダブルカウントできない規定されているパラグラフ 53 の原則に則ると、その金額は、レベル 1、レベル 2 の担保が流動性資産にすでに算入されていない範囲において、それらの担保のネットであるべきである。それでネットの受け取りがあるならば、資金流入の掛目は 100%である。

118. その他の契約上の資金流入：その他の契約上の資金流入については、本区分が何で構成されるのかについて説明を加えて、ここで計上されるべきである。資金流入の掛目は、各国当局によりそれぞれの資金流入に対して適切に決定されるべきである。非金融取引に係る収入は、この基準の目的に照らし合わせると、ネット資金流出の計算に勘案すべきでない。

## II. 2 安定調達比率

### 1. 目的

119. 銀行組織の資産や事業について、より中長期の調達を促すため、バーゼル委は安定調達比率 (NSFR) を策定した。本指標は、1 年間にわたる各金融機関の資産や事業がもつ流動性特性にもとづき、許容される最低限の安定調達額を規定するものである。本基準は、流動性カバレッジ比率 (LCR) 基準を補完するための最低限の強制的な仕組みとして策定されたものであり、短期調達のミスマッチから、資産と事業に対するより安定した長期調達へ、流動性リスク・プロファイルの構造的変化を動機付けることにより、監督上の他の取り組みを補強するものとなっている。

120. とりわけ、NSFR は、長期資産に対し、各行の流動性リスク・プロファイルに応じて、最低限の金額は安定した負債によって調達を確保する枠組みとなっている。

NSFR は、市場流動性が潤沢な時でも、大口の市場調達に過度に依存しないように制限を設けることを目的とするとともに、オン・オフ バランスシート全体にわたる流動性リスクをより正しく評価するよう動機付けすることを目的としている。加えて、NSFR 手法は、LCR 対象期間 30 日をぎりぎり超えただけの満期での短期調達によって流動資産を保有し指標をクリアするようなインセンティブを弱めるものである。

## 2. 基準の定義

|  |
|--|
| $\frac{\text{利用可能な安定調達額 (ASF)}}{\text{所要安定調達額 (RSF)}} > 100\%$ |
|--|

121. NSFR は、国際的に活動する銀行組織、銀行アナリストおよび格付会社が広く利用する伝統的な“net liquid asset”と“cash capital”の考え方にもとづいて策定されている。安定的な調達で裏付けされるべき資産額の算出において、提案されている手法は、会計上の取扱い（例えば、トレーディングに対する売却可能区分、または満期保有目的区分）にかかわらず、すべての流動性の低い資産と保有証券に対する所要安定調達額を含めている。安定した調達源からの追加的な調達は、オフバランスシートのコミットメントラインや偶発債務から生じる流動性の潜在的な需要の少なくとも一部分をまかなうことにも割り当てられる。

122. NSFR は、所要安定調達額 (RSF) に対する利用可能な安定調達額 (ASF) の比率として定義される。本比率は、100%より大きくなければならない<sup>28</sup>。“安定調達”とは、長期的なストレス下で、1 年超に及ぶ期間でも信頼に足る調達源となることが期待されるような資本金性、負債性の調達の総額と定義される。特定の金融機関に求められる当該資金調達の総額は、保有する様々な資産の流動性特性、オフバランスシートの偶発債務のエクスポージャーや当該金融機関の事業によって決まる。

123. バーゼル銀行監督委員会は、1 年以内の資産にマッチした（より長い）調達に若干のインセンティブを与えるか否かにつき、追加データや提案による構造変化を分析しつつ検討を続ける予定である。さらなる議論はパラグラフ 134 以降を参照。

### A. 利用可能な安定調達額 (ASF) の定義

124. 利用可能な安定調達額 (ASF) は、以下の総額と定義される。

- (a) 資本
- (b) 残存満期1 年以上の優先株式

<sup>28</sup> 加えて、監督当局は、監督上の措置を講じるうえでの閾値として、NSFR で代替的な水準を用いることもできる。

(c) 実効残存期間1年以上の負債

(d) 満期の定めのない“安定”預金、および満期1年未満の定期預金のうち銀行固有のストレス事象が発生した場合でも長期間に亘って滞留することが期待されるもの

(e) 1年以内に期限を迎えるホールセール調達のうち銀行固有のストレス事象が発生した場合でも長期間にわたって滞留することが期待されるもの

125. 本基準の目的は、銀行が直面し、投資家や顧客が認識することとなる長期的な銀行固有の次のようなストレスシナリオにおいて、1年を超えて継続的に安定的な調達を確保することである。

- 信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスク、その他リスクのエクスポージャーから生じた収益性や支払能力の著しい低下
- 広く認知された格付会社による債務格付、カウンターパーティ格付、預金格付の格下げの可能性 および／あるいは
- 金融機関の風評や信用力の質に疑念を生じさせるような重大な事象

126. 本基準の目的に鑑み、中央銀行を資金調達先として依存することのないよう、通常の公開市場操作以外の中央銀行ファシリティからの借入れは、本比率には算入されない。

127. 利用可能な安定調達額（ASF）は、銀行の株式と負債の評価額を以下の表1に示される5区分のうちの1つに割り当てて算出する。各区分に割り当てた額に、各区分の安定調達掛目（ASF 掛目）を乗じて、その合計額を利用可能な安定調達額合計とする。

128. 以下の表1では、提案されている基準において、金融機関の利用可能な安定調達額を算出するのに適用される安定調達区分毎の構成要素と、対応する安定調達掛目の最大値をまとめたものである。

表1

## 利用可能な安定調達額の構成要素および対応する安定調達掛目

| ASF掛け目<br>(ファクター) | ASFカテゴリーの要素  |
|-------------------|--|
| 100%              | <ul style="list-style-type: none"> <li>バーゼル委が公表している既存の国際的な資本規制で定義された Tier 1、Tier 2 資本の双方を含む資本の総額<sup>29</sup>。</li> <li>満期を 1 年未満に短縮できるような明示的または内包されたオプションを考慮に入れたうえで、実効残存満期が 1 年以上の Tier 2 に含まれない優先株式の総額。</li> <li>満期を 1 年未満に短縮できるような明示的または内包されたオプションを考慮に入れたうえで、実効残存満期が 1 年以上の有担保および無担保の借り入れ、負債（定期預金を含む）の総額。このようなオプションは、1 年間以内に投資家が権利行使できるものを含む<sup>30</sup>。</li> </ul> |
| 90%               | <ul style="list-style-type: none"> <li>リテール顧客および中小企業顧客からの“安定的”な満期の定めがない要求払預金（LCRのパラグラフ55～61にて定義）および残存満期が1年未満のリテール顧客および中小企業顧客からの定期性預金<sup>31</sup>。</li> </ul>  |
| 80%               | <ul style="list-style-type: none"> <li>リテール顧客および中小企業顧客からの“準安定”な満期の定めのない要求払預金および残存満期が1年未満のリテール顧客および中小企業顧客からの定期性預金（LCRのパラグラフ55～61にて定義）。</li> </ul>   |
| 50%               | <ul style="list-style-type: none"> <li>非金融業の企業顧客、国、中央銀行、多国間開発銀行および中央銀行以外の政府系公的機関（PSE）からの無担保ホールセール預金、満期のない預金、残存満期1年未満の預金。</li> </ul>  |
| 0%                | <ul style="list-style-type: none"> <li>上記区分に含まれないすべての負債、資本<sup>32</sup>。</li> </ul>  |

<sup>29</sup> Tier 1、Tier 2 資本は、控除勘案後である。資本からすでに控除された項目については、所要安定調達額の計算から控除される。Tier1、Tier2 資本の規制は、「バーゼルⅢ：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」に記載されている。

<sup>30</sup> 金融商品の満期を決めるときに、投資家は、可能な限り早期にコール・オプションを行使すると想定する。監督当局は、銀行の決定で行使できるオプション付きの調達に関して、銀行がコール・オプションを行使できなくなるような風評要因を考慮に入れるべきである。特に、法的最終償還前にある程度の負債が償還されると予想している市場においては、銀行と監督当局は NSFR のために、そのような行動を想定すべきである。

<sup>31</sup> 中小企業顧客からの預金の定義は、バーゼルⅡのパラグラフ 231 に即したもので、注 16 の LCR で使用されているものと同じである。

<sup>32</sup> 本件取扱いの例外として、協同組織金融機関の預金（系統預金）のうち、法令により系統中央（金融）機関に対して預託義務がある“最低預入額”としてネットワーク内に法的に留まる安定預金がある。これらの預金は、預金者がリテールおよび中小企業顧客とすれば、系統中央機関は 75% より大きい ASF 掛目は使用しない。これら預金がその他顧客からの預金であれば、ASF 掛目は、そのカウンターパーティごとの調達に対応した ASF 掛目を適用しなければならない。（つまり、非金融法人からの預金は ASF 掛目 50% となる）また、もし最低必要預金で調達し、保有しなければならない資産があれば、銀行は対応する資産の RSF 掛目と同じ ASF 掛目を適用する。例えば、もしレベル 1 の国債を保有しなければならないとき（これは RSF 掛目 5%）、対応する預金の ASF 掛目も 5% となる。最低預入金額の割合に関係なく、預金をする側の協同組織金融機関から見て、系統中央機関への資金運用にかかる RSF 掛目は 100% となる。

## B. 資産およびオフバランスシート・エクスポージャーに対する所要安定調達額(RSF)の定義

129. 監督当局から求められている所要安定調達額は、金融機関の資産、オフバランスシートのエクスポージャーおよびその他の事業に係る流動性リスク・プロファイルの幅広い特性にもとづく監督上の仮定を用いて算出される。所要安定調達額は、当該金融機関が資金調達して保有する資産に資産の類型に応じて定められた所要安定調達額掛目を乗じて算出した額に、オフバランスシート事業（または潜在的な流動性エクスポージャー）の金額に該当する掛目を乗じて算出した額を合算して計算される。各資産やオフバランスシート・エクスポージャーの報告額に各項目の所要安定調達掛目を適用した額は、監督当局が各項目について安定的な調達でまかなわれるべきと考える額となっている。より流動性が高く、上述したストレス時には直ちに調達を拡大するために利用可能な資産は、同じ状況で流動性が劣り、したがって、より安定した調達が必要な資産よりも低い所要安定調達掛目（したがって、必要とされる安定調達額はより小額）が適用される。

130. 資産の各類型に適用される所要安定調達額掛目（RSF 掛目）は、流動性イベントが1年間継続している状況で、売却または有担保調達の担保として使用することで、現金化できない特定の資産の総額を推定するための係数である。本基準では、そのような総額は安定調達によって支えられていることが期待されている。

131. 1年以内に満期を迎える銀行資産による担保調達に関して、銀行はどの資産が満期において取引されるかを把握するために、担保調達取引を調べ、その資産に対応するRSF掛目をを用いるべきである。もし銀行が現金を受け取るのであれば、その取引のRSF掛目は0%である。もし、銀行がその他資産を受け取るのであれば、その資産のRSF掛目を使う。

132. バランスシートにおける処分上制約のある資産<sup>33</sup>は、残存処分制約期間が1年未満でなければ、RSF掛目は100%である。その（1年未満の）ケースでは、その資産は“処分制約なし”として扱う。

133. 表2は資産の各類型を、資産区分と対応する所要安定調達額掛目をまとめたものである。償還型ローンに関し、1年以内に返済期限を迎える部分は、残存期間区分を“1年未満”として扱う。定義は、その他に明記していない限り、LCRで大まかに述べた定義と同意である。

---

<sup>33</sup> 特に、処分上制約のない資産は、ABSやカバード・ボンドの裏付け資産を含む。

表2

## 資産区分とRSF掛目の一覧

| RSFカテゴリーの要素   | RSF掛目<br>(ファクター) |
|---|------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>担保として処分上制約がなく、（偶発担保や給与支払その他事由など）使用見込みのない、債務に即利用できる現金</li> <li>1年未満に満期を迎える処分上制約のない短期の無担保金融商品、金融取引<sup>34</sup></li> <li>予想償還期日を1年超に延ばせるオプションを内包していない1年未満の残存期間となっている処分上制約のない有価証券</li> <li>レポ取引の有価証券が同じ固有ID（ISIN番号やCUSIP）を持っているとき、金融機関がリバース・レポ取引で保有している処分上の制約のない有価証券</li> <li>実効残存満期1年未満の金融機関に対する処分上制約のない貸付で、継続できない、貸し手が取消不能な返済請求権を持っているもの</li> </ul>   | 0%               |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>処分上制約のない市場取引のある残存満期1年以上の有価証券で、支払い請求先がツブリン、中央銀行、BIS、IMF、EC、非中央政府PSE または多国間開発銀行で、AA格以上かつバーゼルIIの標準的手法においてリスクウェイト0%と定義され、活発なレポ市場か取引市場が存在する証券。</li> </ul>   | 5%               |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>処分上の制約のない、残存満期1年以上、AA-格以上の社債またはカバード・ボンドで、パラグラフ42(b)におけるLCRのレベル2資産条件全てを十分充足するもの。</li> <li>処分上制約のない市場取引のある残存満期1年以上、バーゼルIIの標準的手法においてリスクウェイト20%と定義される国、中央銀行、非中央政府PSEにより保証された要求に相当する有価証券で、パラグラフ42(b)におけるLCRのレベル2資産条件全てを充足するもの</li> </ul>  | 20%              |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>処分上制約のない金</li> <li>処分上制約のない、金融機関やその関連会社が発行したものではない、認められた取引所上場また大きな資本市場のインデックスに含まれている株式。</li> <li>処分上制約のない、以下条件全てを満たす社債とカバード・ボンド <ul style="list-style-type: none"> <li>日中流動性と翌日流動性不足に対し、関連国中央銀行の適格担保となるもの<sup>35</sup></li> <li>金融機関やその関連会社（カバード・ボンドのケースを除く）により発行されたものでない</li> <li>個別の銀行やその関連会社により発行されたものではない</li> <li>低信用リスク：資産は、認められた適格格付機関ECAIによりA+からA-と信用評価をされている、または認められたECAIによる信用評価はないがA+からA-の信用評価に相当するPDと内部で格付されているもの</li> <li>集中リスクが少ないとされるような大きく、深く、活発な市場で取引されたもの</li> </ul> </li> <li>処分上制約のない、1年以内の残存期間をもつ、非金融法人顧客、国、中央銀行、PSE向けの貸付</li> </ul> | 50%              |

<sup>34</sup> 一覧にはなくても以下のような金融商品は含まれます。：短期国債、短期社債などの債務；コマース・ペーパー；NCD；中央銀行準備預金や中央銀行基金の売買取引（例：fed funds sold）；銀行引受手形；短期金融資産投資信託。

<sup>35</sup> 中央銀行適格については、注釈8を参照のこと。

|  |      |
|--|------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 処分上制約のない、バーゼルⅡの信用リスク標準的手法における35%以下のリスクウェイトを有する担保付住宅ローン</li> <li>• その他処分上制約のない、金融機関向けを除いた、残存期間が1年以上、バーゼルⅡの信用リスク標準的手法における35%以下のリスクウェイトを有する貸付</li> </ul> | 65%  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 処分上制約のないリテール顧客（自然人）と中小企業顧客（LCRにて定義された）向け貸付で、残存期間が1年未満のもの（上述RSF65%に該当するものを除く）</li> </ul>   | 85%  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 上述区分に含まれないその他全ての資産</li> </ul>   | 100% |

134. **残存期間1年未満の資産および負債**：バーゼル委は、NSFRにおける商品の取扱いを今後さらに検討するにあたり、観察期間における1年以内に満期を迎える資産と負債をバケット毎に分析できるようにデータを収集する予定である。バケットは、0～3ヶ月、3～6ヶ月、6～9ヶ月、9～12ヶ月となる見込みである。これは資産に合わせて負債を調達しているかを確認するためのものであり、1年以内において調達期間を長くするインセンティブ（つまり9ヶ月調達は3ヶ月調達より好ましいという認識）を与えるものである。

135. **オフバランスシートのエクスポージャー**：オフバランスシートの潜在的な流動性エクスポージャーの多くは、直接または即時に資金調達を必要とすることはほとんどないが、市場のストレスまたは銀行固有のストレスが起きた時は、重大な流動性の流出に結びつくことがある。その結果、様々なオフバランスシート事業に対して所要安定調達額掛目を適用することにより、本基準の他の部分で定義されている“安定”調達では調達されない既存の資産について、安定調達の“準備（reserve）”を金融機関に求めることになる。金融機関内では、調達した金額は確かに代替可能であるため、ストレス下で、オフバランスシートの偶発債務から生じる流動性需要を満たすために用いることができ、そのための安定した調達を促進していると見ることができる。

136. **LCRと整合的に、NSFRでは、その債務がクレジット・ファシリティであるか、流動性ファシリティであるか、またはその他の偶発的な資金調達を要する負債のか、に応じてオフバランスシート・エクスポージャーを区分する。**表3は、オフバランスシート・エクスポージャーの各類型に応じて、各オフバランスシート区分とその所要安定調達額掛目（RSF係数）を表している。

表 3

オフバランスシートの区分と対応するRSF 掛目の構成

| RSFカテゴリー   | RSF掛目<br>(ファクター)                  |
|--|-----------------------------------|
| 顧客層にかかわらず契約上取消し可能、もしくは取消し不可能なクレジット（与信）・流動性ファシリティ   | 未引出額の<br>5%                       |
| <p>その他偶発債務は、以下のような商品や契約を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 無条件に取り消し可能なクレジット（与信）・流動性ファシリティ</li> <li>● 保証</li> <li>● 信用状（L/C）</li> <li>● その他貿易ファイナンス商品、および</li> <li>● 以下のような契約によらない債務 <ul style="list-style-type: none"> <li>－銀行の自己負債の買戻し、または関連する導管体、証券投資ビークルおよびその他の調達ファシリティ</li> <li>－変動金利型証券や変動金利要求証券（VRDNs）のように、顧客がすぐに換金できる市場性を顧客が期待している仕組み商品</li> <li>－MMMF またはその他の集団投資ファンドのように、安定した価額維持を目的として市場取引される合同運用型ファンド</li> </ul> </li> </ul> | 各国監督当局は、各国の事情に応じてRSF 掛目を定めることができる |

### III. モニタリング指標

137. 第二章で概略を示した基準となる指標に加え、この章では整合性のあるモニタリング指標として使われるべきものについて概説する。これらの指標によって、銀行のキャッシュフロー、バランスシート構造、利用可能で処分上の制約のない担保、市場データなどに関する特定の情報を捕捉する。

138. これらの指標は、第二章で示した基準とともに、銀行の流動性リスクを評価する際に監督当局が参照できる情報の基礎となる。加えて、監督当局は各国固有の流動性リスクの要因を把握するうえで参照するための、追加的な手段、指標を使用することにより、本枠組みを補完する必要があるかもしれない。これらの指標を利用することを通じて、指標がネガティブなトレンドにより、流動性逼迫の兆しが見られたり、流動性ポジションの悪化が確認される、もしくは指標の絶対水準により、現実の、あるいは潜在的な流動性に関する問題が示される場合には、監督当局は行動に移すべきである。監督当局がとりうる措置はバーゼル委の「健全な原則」（パラグラフ 141～143）に例示してある。モニタリング指標をさらに検討するのは日中の流動性リスクに関することである。

139. 本章で述べられる指標には、次のものが含まれる

- III. 1 契約にもとづくマチュリティのミスマッチ
- III. 2 調達先の集中度
- III. 3 処分に制約のない資産
- III. 4 主要通貨の LCR
- III. 5 市場関連情報を活用したモニタリング指標

#### III. 1 契約にもとづくマチュリティのミスマッチ

##### 1. 目的

140. 契約上のマチュリティのミスマッチの分析により、決められた一定期間区分における契約上の流動性の流入と流出のギャップが明らかになる。この満期の不一致は、すべてのキャッシュフロー流出が最も早いタイミングで実現した場合、それぞれの期間で銀行が潜在的にどのくらいの資金調達を行う必要があるかを示す。本指標は、銀行が現行の契約のもとで、どの程度の満期変換機能に依存しているかについて示すものである。

## 2. 指標の定義および活用

オンバランス・オフバランスすべての取引の満期日にもとづいて、対象期間ごとにマッピングされる、契約上の現金と有価証券の流入／流出

141. 銀行は、それぞれの取引の残存契約期間にもとづき、関連する期間軸における契約上の現金と証券の流入／流出を報告すべきである。各国監督当局は、報告を求める期間軸を含んだ独自のテンプレートを定める。監督当局は、各銀行のキャッシュフローポジションを把握できるような期間区分を定めるべきである。オーバーナイト、7日、14日、1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、9ヶ月、1年、2年、3年、5年、および5年超の期間区分で構成されたキャッシュフローのミスマッチを求める可能性がある。満期日の定めのない商品（期日の定めのないまたは期日が定まっていない）は、当該商品の詳細を付し、いつ期日を迎えるかの推測を付けずに、別途報告すべきである。金利スワップやオプションなどのデリバティブから発生する可能性のあるキャッシュフロー情報も、キャッシュフローを把握するうえで関連するものとして契約上の満期とともに、報告されるべきである。

142. 少なくとも、契約上のマチュリティのミスマッチとして収集されるデータは、LCRにおける区分に沿ったデータを提供すべきである。資本や延滞貸金などの他の付加的な会計情報（期日のないもの）は個別に報告される必要があるかもしれない。

### 契約にもとづくキャッシュフローの前提

143. 既存の負債が継続延長されることは想定しない。資産については、銀行は新たな契約はしない前提としてよい。

144. 何らかの状況の変化（金融商品の価格変動や銀行信用格付けの引下げなどのトリガーが付いた契約）がトリガーとなる偶発債務のエクスポージャーに関しては、トリガー毎に区分し、かつトリガー毎のエクスポージャーを明らかにして詳細を示す必要がある。

145. 銀行は全ての証券の流入／流出を記録すべきである。これにより、監督当局は、担保付きスワップやキャッシュフローの変更なしに株式の動きが生じる無担保株式貸借の契約上の満期および、キャッシュフローを反映する証券の動きをモニターすることが可能になる。

146. 銀行は、各報告日において、銀行が再担保として使用することを認められて受け取った顧客の担保金額、およびそのうち再担保として実際に用いた金額を個別に報告すべきである。これは銀行が顧客の担保の貸借において何時ミスマッチを引き起こ

すかを明らかにする。

### 3. 指標の活用

147. 銀行は前提を含まない未加工のデータを監督当局に提出することになる。各銀行から提出を受けた契約上のデータを標準化することにより、監督当局は市場全般を見渡すことができ、流動性に関するマーケットにおける異常値を特定することができる。

148. 指標が（銀行のとり）行動についての前提を置かず、契約満期日のみにもとづかならば、そのデータは現在または将来の戦略や事業計画にもとづいた（言い換えれば事業継続の視点からの）、実際の将来フロー予想を反映しないことになる。また、契約にもとづくマチュリティのミスマッチだけでは、銀行が契約上の義務がないにもかかわらず自らのフランチャイズを守るために行う資金拠出は分からない。分析のために、監督当局は、マチュリティ・ギャップを検証する際に、新たな行動上の反応を映し出すような独自の前提を用いることができる。

149. 健全な原則で概略を示したとおり、銀行は平時とストレス期の両方における、事業継続ベースでの行動上の前提を置いた資金流入と流出を想定して、マチュリティのミスマッチに関する独自の分析を実施すべきである。こういった分析は戦略と事業計画にもとづくべきであり、これらについて監督当局と共有しかつ議論するべきである。また契約期日のミスマッチにより得られるデータを比較の基準として活用すべきである。金融機関がビジネスモデルの重要な変更を検討している場合には、ビジネスモデルの変更が健全性監督に与える影響評価の一部として、監督当局にとってはミスマッチ予測の報告を求めることが重要になる。ビジネスモデルの変更例としては、潜在的な大規模買収や合併、もしくはこれまで取扱いの無かった新規商品の投入などが含まれる。そのようなデータを検証する際、監督当局は予測されたミスマッチの前提、およびそれらが慎重に検討されたものかどうかについて注意を払う必要がある。

150. 銀行は、内部で作成した満期日のミスマッチにおいて認識されるギャップを如何にして埋めるかについて計画を示すとともに、契約条件と異なる前提をおく理由を説明すべきである。監督当局は、これらの説明に疑問を投げかけるとともに銀行の資金計画の実現可能性を検証すべきである。

## III. 2 調達先の集中度

### 1. 目的

151. 本指標は、調達（預金）の引出しが流動性の問題を惹起しかねないような主要なホールセール調達源を特定するためのものである。この指標は、バーゼル委の「健

全な原則」で推奨するように資金調達源の分散を促すという意味を持つ。

## 2. 指標の定義および活用

|   |
|---|
| <p><b>A. <u>主要取引先からの調達債務</u></b><br/>銀行の総負債</p> <p><b>B. <u>主要な商品／手段からの調達債務</u></b><br/>銀行の総負債</p> <p><b>C. 主要な通貨毎の資産額と負債額の一覧</b></p> |
|---|

### 指標の算出

152. A と B の分子は調達先別や金融商品の種類別の資金調達の集中度合いを調べて決める。銀行と監督当局は調達エクスポージャーの絶対水準だけでなく、集中度の大幅な増加がないかも監視すべきである。

#### A. 主要な資金調達先

153. 分子は、個別の相手先もしくは連結会社や関連先会社を含めたグループとしての相手先に対するすべての形態の負債、および銀行が同じ相手先<sup>36</sup>からの調達と考えるその他すべての直接金融による有担保／無担保調達（翌日物CP／CDによる調達など）の総合計である。

154. “主要取引先”は、個別の相手先、連結会社や関連会社を含めたグループとしての相手先の中で、銀行のバランスシート全体の1%以上を調達する取引先を指すが、銀行の資金調達のプロファイルによっては、これ以外の特性により定義することもできる。ここで言う、連結グループの相手先は、支払い能力を測る目的で行う“大口エクスポージャー”規制（連結ベースでの報告の場合の現地国における規制）と同じ定義である。ストレス下ではグループ内取引も制限される可能性があるため、本指標では、個別企業単体で計算するか、グループ連結で計算するかにかかわらず、グループ内預金や関連会社からの預金も明確に認識されるべきである。

#### B. 主要な調達手段・商品

155. 分子は、個々の調達手段／商品別に計算されるとともに、類似の調達手段／商品をまとめて算出すべきである。

156. 重要な調達手段／商品とは、一種類の調達手段／商品もしくは類似の調達手段／商品との合計金額が、銀行のバランスシート全体の1%以上を上回るものとして定

<sup>36</sup>（翌日物 [オーバーナイト] より長期の CP/CD による資金調達のように、) 移転可能な長期負債については、当該負債の保有者を特定するのは必ずしも可能なことではない。

義される。

### C. 主要な通貨

157. 資産・負債の構造的な通貨ミスマッチ金額を把握するために、銀行は主要な通貨別に資産・負債構造の一覧作成を求められる。

158. ある通貨の負債の合計金額が銀行の負債全体の 5%以上を上回る場合、当該通貨は主要と考えられる。

### 期間区分

159. 上記の指標は 1 ヶ月以内、1～3 ヶ月、3～6 ヶ月、6～12 ヶ月、12 ヶ月超の期間、に分けて報告されるべき。

## 3. 指標の活用

160. 特定のカウンターパーティからの資金調達の集中度判定のために本指標を活用するにあたり、銀行と監督当局は現状、多くの形態の負債について、実際の調達先を特定することが不可能であるということを経験しなければならぬ<sup>37</sup>。そのため、実際の資金調達源の集中度は、この指標によって示されるよりも高い可能性がある。主要な取引先の一覧は、特に危機時においては頻繁に変動し得る。監督当局は、金融機関固有の問題が生じた場合、その調達先の一部が集団的に行動する可能性を考慮すべきである。さらに、市場に広範なストレスがかかっている状態では、調達先の多様化が十分図られているでも、多くの調達先や銀行自身が一斉に流動性圧力を受け、資金調達を継続することが困難になるかもしれない。

161. この指標の解釈にあたり、相対の調達取引の存在が、商業的な結びつきの強さとネットの資金流出額に影響を与え得ることを、認識しなければならない<sup>38</sup>。

162. これらの指標は、調達を何らかの別の調達源に変更するということが、どの程度困難かを示すものではない。

163. 潜在的な為替リスクを把握するための通貨別の資産と負債の金額比較は、スワップやフォワード取引などを使って銀行が通貨別のミスマッチをどのように管理しているか、銀行と議論する基礎情報を監督当局に提供してくれるであろう。それは、ある時点における潜在的な為替リスクの断面的な見方を提供するのではなく、むしろ、

<sup>37</sup> (翌日物 [オーバーナイト] より長期の CP/CD による資金調達のように、) 移転可能な長期負債については、当該負債の保有者を特定するのは必ずしも可能なことではない。

<sup>38</sup> 例えば、モニターされる金融機関が調達を拡大したり、“主要取引先” に対し大きな未使用の信用供与枠を持っている場合。

より深い議論のための基礎を提供するという意味で、である。

### III. 3 処分上の制約のない資産

#### 1. 目的

164. 本基準は、銀行の保有する利用可能な処分上の制約のない資産の量と、通貨や所在地を含む重要な特性に関するデータを監督当局に提供する。これらの資産は、流通市場において追加的な有担資金調達を行なう際の担保として利用することが可能であると同時に、中央銀行適格担保ともなり得るので、銀行にとっての流動性の追加的源泉になる。

#### 2. 指標の定義および活用

|  |
|--|
| 流通市場の担保としての市場性があるおよび／または中央銀行の常設ファシリティの担保であり、利用可能な処分上の制約を受けない資産 |
|--|

165. 銀行は、事前に合意した担保掛目、あるいはその時点における担保掛目により、流通市場から合理的なコストで有担保調達を行うために利用可能な処分上制約を受けない資産の量、種類、所在地を報告しなければならない。

166. 同様に、銀行は、(可能ならば) 事前に合意した担保掛目、あるいはその時点における担保掛目により、関係する中央銀行の常設ファシリティのみ(つまり、緊急救済措置を除く)から合理的なコストで資金調達を行う際の担保として、利用可能な資産の量、種類、所在地を報告しなければならない。これには、すでに中央銀行に担保として差し入れているが、使用されていない担保も含む。資産が本指標に算入されるためには、銀行は担保を資金化するために必要な手順を整備していなければならない。

167. 銀行は、受渡もしくは再担保として供することが認められている顧客からの受入担保と、それら担保のうち報告日に受渡しのなされているもしくは再担保として供されている分について、それぞれ報告すべきである。

168. 全体として利用可能な額を報告することに加え、銀行はそれらの項目を主要な通貨毎にも報告しなくてはならない。ある通貨における利用可能な処分上の制約を受けない資産の総額が、流通市場および／または中央銀行向け、両方についての利用可能な処分上の制約を受けない資産の総合計金額の5%以上となる場合、その通貨は“主要”とみなされる。

169. さらに、銀行はそれぞれの資産について、流通市場および関係する中央銀行から要求される担保掛目の推定値も報告しなくてはならない。後者の場合、個別行は、平常の業務環境下で同行が通常アクセスする中央銀行より要求される担保掛目（調達通貨にマッチングしたもの—すなわち、ECB であればユーロ建資金調達、日本銀行であれば円建資金調達、等）を参照することが望まれる。

170. 関連担保掛目を報告した後、第 2 段階として、銀行は、当該担保の資金化金額の期待値（単なる名目元本額でなく）、および、資産の所在地、どのビジネスラインがこれら資産の処分権を保有しているかという観点から、当該資産が実際にどこに保有されているかを報告しなくてはならない。

### 3. 指標の活用

171. 本指標は、システミックなまたは個別行へのストレス発生時に生じ得るカウンターパーティの考える担保掛目や貸出方針の潜在的な変化を捉えるものではないため、利用可能な処分上の制約を受けない資産の資金化額を本当に必要になった際の現金化可能額より多く推定してしまう結果、誤った安心感を与えてしまう可能性がある。監督当局は、本指標が利用可能な処分上制約を受けない資産有担資金調達の残高や他のバランスシートの尺度と比較するものでないことを、しっかりと認識しておく必要がある。より完璧な全体像を得るには、この指標から得られる情報は、マチュリティ・ミスマッチ指標や他のバランスシート関連データによって補完される必要がある。

## III. 4 主要な通貨毎の流動性カバレッジ比率

### 1. 目的

172. 本基準は一つの通貨に引直したベースで満たされる必要がある一方、潜在的な通貨間のミスマッチを捕捉する為に、銀行と監督当局は主要な通貨における流動性カバレッジ比率もモニターすべきである。これにより銀行と監督当局は潜在的に起こりうる通貨間ミスマッチの問題を追跡することができる。

### 2. 指標の定義および活用

外貨建て流動性カバレッジ比率 =  
各主要通貨建て高品質の流動資産 ÷ 30 日間の各主要通貨建てネット資金流出  
(注：外貨建てネット資金流出の金額は、外為ヘッジ取引をネットした後の金額にすべきである)

173. 外貨建て高品質の流動資産と外貨建てネット資金流出の定義は共通通貨の LCR（流動性カバレッジ比率）で用いた定義と対応しているべきである<sup>39</sup>。

174. “主要”通貨とは、その通貨の合計負債額が、銀行全体の負債額の 5%以上を占める場合と考えられる。

175. 外貨建て LCR は規制指標ではなくモニタリング指標であるため、国際的に定義された最低要求基準ではない。しかしながら、各国監督当局は自らが注意喚起すべき最低モニタリング比率を設定することができる。その場合、監督当局が注意喚起すべきモニタリング比率はストレスの前提に依るものとなるであろう。監督当局は銀行の海外通貨市場からの資金調達力、国・地域間や法人間での流動性余剰金の他通貨への交換能力を評価すべきである。したがって、監督当局が銀行の当該通貨の資金調達能力や国・地域を超えて当該通貨へ余剰資金を交換する能力が限定される、と評価した通貨に対しては、このモニタリング比率はより高い水準となるはずである。

### 3. 指標の活用

176. 本指標により、銀行と監督当局は、ストレス時において発生し得るような潜在的な通貨ミスマッチの問題を追跡することができる。

## III. 5 市場関連情報を活用したモニタリング指標

### 1. 目的

177. ほとんどタイムラグなしに高頻度で更新される市場データは、銀行の潜在的な流動性の問題をモニタリングするための早期警戒指標として利用できる。

### 2. 指標の定義および活用

178. 市場では多くの種類のデータが入手することができるが、監督当局は、潜在的な流動性の問題に焦点を当てるため、以下のレベルのデータをモニターすることができる。

- A. 市場全体に関する情報
- B. 金融セクターに関する情報
- C. 個別行に関する情報

#### A. 市場全体に関する情報

179. 監督当局は、主要市場の取引水準およびトレンドの両面からの情報をモニター

---

<sup>39</sup> 資産、負債、オフバランス項目からのキャッシュフローは、契約上インデックスとして参照されている通貨、または為替変動のヘッジ用の通貨とは独立して、カウンターパーティが契約上の義務を負う通貨で計算される。

し、金融セクターおよび特定の個別行に対する潜在的な影響を分析・考慮することができる。市場全体に関する情報は、銀行の資金調達計画の背景となる前提を評価するうえで非常に重要なものである。

180. モニターする重要な市場情報には、株価（株式市場全体および様々な国々における監督対象銀行の活動に関連するサブ・インデックス）、負債市場（マネー・マーケット、MTN、長期債、デリバティブ、国債市場、CDSインデックス等）；外国為替市場、コモディティ市場、証券化商品のような特定商品に関連するインデックス（例、ABX）等があるが、これらに限られる訳ではない。

### *B. 金融セクターに関する情報*

181. 金融セクター全般が市場のより広範な動きを反映しているか、問題を抱えていないかを追跡するためにモニターする情報には、広範な金融セクター全体、および金融セクターの特定の領域（含む、インデックス）に関する株式や債券市場等の情報をモニターする必要がある。

### *C. 個別行に関する情報*

182. 市場がある個別の金融機関に対して信頼を失っているか、またはある金融機関に関わるリスクを認識しているか、といった点をモニターするためには、株価、CDSスプレッド、マネー・マーケットにおける取引価格、様々な期間の資金調達の条件（価格／金利水準）およびその更新状況、流通市場における金融債および劣後債の価格／金利水準、等の情報を収集することが有用である。

## **3. 指標の活用**

183. 株価やクレジット・スプレッドといった情報は、すぐに入手可能であるが、こうした情報の正確な解釈が重要である。例えば、数値としてCDSスプレッド水準が同一であっても、市場流動性が低いといった個別の市場環境によっては、必ずしも同リスクであることを意味しないこともある。また、複数のデータ点の変化の流動性への影響を考える場合も、それぞれの流動性提供者によって異なるデータを重視するかもしれないので、こうした情報に対する反応も市場参加者によって異なってくる可能性がある。

## IV. 規制指標の適用

184. 本セクションでは、規制基準の適用に関するいくつかの論点の概要を示す。これらの論点は、銀行による指標の算出および報告の頻度、指標の適用範囲（グループレベル・個別行レベル・外銀支店など）、指標内での通貨合算、基準の観察期間についての情報を含む。

### IV. 1 算出頻度と報告頻度

185. 各指標は流動性リスクのモニターとコントロールを促進するため、継続的に利用されるべきである。銀行は継続的に規制基準に適合することが期待されている。

186. LCRは少なくとも月次で算出して報告すべきであり、監督当局の裁量により、算出頻度を週次や、さらにストレス環境下では日次へ高められることがあっても対応できるような事務能力も備えているべきである。NSFRは少なくとも四半期ごとに算出し報告すべきである。当局報告のタイムラグは可能な限り短くすべきであり、理想的にはLCRでは2週間、NSFRでは自己資本規制において許容可能な期間を超えるべきではない。

### IV. 2 適用範囲

187. この文書の要件の適用は、バーゼルⅡの枠組み<sup>40</sup>のPart I(適用範囲)に設定されている適用範囲に準ずる。この基準とモニタリング手法はすべての国際的に活動する銀行に対して連結ベースで適用されるべきである。だが、国内行と国際的に活動する銀行との間での一貫性や公平な扱いを確保するために、国際的に活動する銀行以外の銀行や国際的に活動する銀行グループ内のエンティティ・グループに対しても、適用され得る。基準はどこで適用されるとしても、一貫したものであるべきである。

188. これらの流動性基準の適用範囲にかかわらず、「健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則」で概略を示している Principle 6 を順守して、銀行は法人ごと、海外支店、子会社、グループ全体、それぞれに対し、法、規制、およびオペレーション上の流動性の移動制限を踏まえながら、流動性リスクエクスポージャーと調達ニーズを積極的にモニターし、コントロールしていかなければならない。

---

<sup>40</sup> バーゼル銀行監督委員会「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組－Comprehensive Version, 2006年6月（バーゼルⅡの枠組み）」を参照。

189. 各国監督当局が連結ベースの適用の一貫性を保証するために、より細かい情報は下記の2つに規定される。

### **1. 母国／現地による流動性要請の違い**

190. ほとんどの流動性基準の掛目は国際的に調和をとっているが、各国裁量によるとされているいくつかの掛目については、流動性の取扱いが国によって異なるかもしれない（例えば、預金の流出率、偶発的なファンディングの義務、デリバティブ契約の市場価値変化）し、より厳格な要素を採用する監督当局があるかもしれない。

191. 連結ベースの流動性基準を計測する際に、国境を越えて活動する金融グループは、支店や子会社が活動を行う現地（ホスト）国で採用される適切な掛目を使用すべきリテール顧客および中小企業の預金の取扱いを除き、母国で採用された流動性掛目を連結上の全ての法定主体に適用すべきである。このアプローチは、現地国における預金の流出率は当地の預金保険スキームのタイプや有効性およびその国の預金者の行動などのその国特有の要素により影響を受けるので、現地国で活動するグループ会社（含むそれらの会社の支店）のストレス時の流動性ニーズをより適切に反映することができる。

192. リテール顧客と中小企業預金に対する母国規制は、現地（ホスト）国で活動している関係する法定会社（その会社の支店も含む）に対し、次のような場合には適用すべきである。(i)特定の国においてリテール顧客と中小企業預金に関する現地国の規制がない場合、(ii)流動性基準が未適用の現地国で活動するエンティティの場合、または(iii)母国の監督者が母国要件は現地国要件より厳格であり、母国要件を適用すべきと決定した場合。

### **2. 流動性移転制限の取扱い**

193. パラグラフ 30 で述べたように、基本原則として、超過流動性は、その流動性の有効性に対して合理的な疑義があれば、クロスボーダーの銀行グループに対してその合算 LCR に認識すべきでない。ある銀行グループが活動する国における流動性移転制限（例えばリングフェンスの考え方にもとづく手法、現地通貨からの非交換性、外為制限等）は、当該グループ内の流動資産の移転や資金フローを妨げることにより、流動性の有効性に影響を与える。合算 LCR には、本文書のパラグラフ 30 に整合的な方法で、そのような制限を反映すべきである。例えば、現地 LCR 要件を満たすために保有されている適格流動資産は、流動性移転制限を課されているとしても、そのエンティティのネット総資金流出量をカバーする部分まで、連結 LCR に含むことができる。しかし、ネット総資金流出量を超過して保有する流動資産が移転できない場合、当該超過流動性は連結 LCR から除外すべきである。

194. 実務上の理由から、連結比率の計算上、勘案されるべき流動性移転の制約は、法規制と監督要件の下で課される既存の制約に限られる<sup>41</sup>。銀行グループは、すべての流動性移転における制約を実施可能な程度まで捕捉するための、また銀行グループがオペレーションを行いグループ全体に対する流動性との係わり合いを評価している国々におけるルールと規制をモニターするためのプロセスを整備するべきである。

#### IV. 3 通貨

195. パラグラフ 32 に記載のとおり、本基準は連結ベースで満たされ、共通の通貨により報告されることを想定しているが、監督当局と銀行は各主要通貨における流動性ニーズも知っておくべきである。流動性カバレッジ比率が示唆するとおり、流動性資産のプールにおける通貨は銀行のオペレーション上のニーズと構成が似たものになるはずである。銀行と監督当局は、平時に自由に移転可能かつ高度に交換可能である通貨であっても、ストレス時に通貨は移転可能かつ交換可能であり続けると仮定すべきではない。

#### IV. 4 観察期間と規制への移行準備

196. バーゼル委は、こうした指標の、金融市場や信用供与、経済成長への含意を観察し、意図せざる影響へは必要に応じ対処していく。観察期間は、規制による中小と大手それぞれの金融機関への影響、異なるビジネスライン、特にリテールとホールセールへの影響といったインパクトを観察するために使われる。観察期間中、注意深く検討される特定の問題には、非金融法人向け流動性ラインの取扱い、レベル 2 資産の適格性を判断するための定量的、定性的な追加的判断基準の導入、LCR における定期預金の取扱い、がある。

197. 観察期間のスケジュールは以下のとおり。

- **QIS**：流動性カバレッジ比率と安定調達比率の分析をするために2010年末時点と2011年半ばの移行準備期間のデータを使用し、追加の**QIS**を実施する。観察期間内のバーゼル委によって定められたこれら以外のタイミングでも追加**QIS**データ収集することがありうる。
- 観察期間での監督当局への報告：各銀行が報告システムの開発により多くの時間を費やせるように、監督当局への二つの基準に関する最初の報告は、2012年1月1日までになされることが期待されている。**QIS**で収集された情報と同じく、全ての構成要素における情報と同様に、流動性カバレッジ比率と安定調達比率

---

<sup>41</sup> 銀行グループにおけるクロスボーダーの流動性フローを妨げる多くの要因がある。そのうち多くは銀行グループのコントロールの効かないもので、あるものは明示的に法律に盛り込まれていないかもしれないし、あるものはストレス時にのみ明らかになるかもしれない。

の全体的な水準、および全ての構成要素に関する情報を監督当局へ報告することになる。

- 意図せざる影響に対処できるようバーゼル委は、観察期間に実施された分析、および、収集されたデータに照らし合わせ、もし必要であれば、基準の個別の構成要素を改訂するよう準備をする。流動性カバレッジ比率のいかなる改訂も、遅くとも、2013年半ばまでに、安定調達比率は2016年半ばまでになされる予定である。
- 改訂を含めてLCRは、2015年1月1日までに導入予定である。安定調達比率については、2018年1月1日までに、改訂を含め最低限の基準として導入予定である。

付属文書 1  
LCR のテンプレート表

| 項目   | 係数（総額に対する掛目）  | 総額 | 掛目適用後の金額 |
|--|---|----|----------|
| 高品質な流動資産   |   |    |          |
| <b>A. レベル1資産：</b>  |   |    |          |
| 現金   | 100%  |    |          |
| 政府、中央銀行、公的機関、多国間開発銀行の発行した市場性のある証券で適格とされたもの               | 100%  |    |          |
| 適格とされた中央銀行の積立金   | 100%  |    |          |
| 母国政府、中央銀行の母国通貨建て債務                                       | 100%  |    |          |
| リスクウェイトが 0%でない政府の外国通貨建て債務                                | 100%  |    |          |
| <b>B. レベル2資産：</b>  |   |    |          |
| 政府、中央銀行、公的機関の資産でリスクウェイト 20%が適格とされたもの                     | 85%   |    |          |
| 格付 AA-以上の適格な社債   | 85%   |    |          |
| 格付 AA-以上の適格なカバード・ボンド                                     | 85%   |    |          |
| 流動資産の 40%上限の計算   | パラグラフ 36 のとおり、最大でも、全ての有担保調達を解消したときに存在する調整後レベル1資産の 2/3 |    |          |
| <b>高品質な流動資産の合計</b>                                       |   |    |          |
| <b>資金流出</b>  |   |    |          |
| <b>A. リテール預金：</b>  |   |    |          |
| 残存満期または通知期限が 30 日以内の要求払預金や適格な定期預金                        |   |    |          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 安定預金</li> </ul> | 最低 5%<br>(各国当局の定める追加区分有)                              |    |          |

|  |                           |  |  |
|--|---------------------------|--|--|
| • 準安定リテール預金  | 最低 10%<br>(各国当局の定める追加区分有) |  |  |
| 引出す際に著しい違約金を伴う、または引出しや引出す法的権利がない 残存満期が 30 日以上の定期預金       | 0%<br>(各国当局の定めるより高い掛目)    |  |  |
| <b>B. 無担保ホールセール調達:</b>                                   |                           |  |  |
| 調達形式:  |                           |  |  |
| 中小顧客からの安定的な無担保ホールセール調達                                   | 最低 5%<br>(各国当局の定める追加区分有)  |  |  |
| 中小顧客からの準安定的な無担保ホールセール調達                                  | 最低 10%<br>(各国当局の定める追加区分有) |  |  |
| オペレーション上の関係をもつ法人   | オペレーション目的で必要な預金の 25%      |  |  |
| • 預金保険でカバーされているオペレーション上関係のある企業預金の一部はリテールの要求払い預金と同じ取扱いになる |                           |  |  |
| 協同組織金融機関等  | 系統中央機関に有る適格預金額の 25%       |  |  |
| 非金融法人、政府、中央政府、公的機関                                       | 75%                       |  |  |
| その他法人  | 100%                      |  |  |
| <b>C. 有担保調達:</b>   |                           |  |  |
| カウンターパーティにかかわらず、レベル 1 資産を担保とした有担保調達                      | 0%                        |  |  |
| カウンターパーティにかかわらず、レベル 2 資産を担保とした有担保調達                      | 15%                       |  |  |
| 政府、中央銀行、公的機関をカウンターパーティとし、高品質流動資産ではない資産を担保とした有担保調達        | 25%                       |  |  |
| その他全ての有担保調達  | 100%                      |  |  |

| D. 追加的な要件  |  |  |  |
|--|--|--|--|
| 格下げによるデリバティブ取引担保追加<br>差し入れ（3ノッチ格下げまで）                  | 3ノッチまで格下げされたときに契約上カバーしなければならない担保<br>100% |  |  |
| デリバティブ取引の市場価格変化による<br>資金流出                             | 各国当局の定める<br>取扱い                          |  |  |
| デリバティブ取引に伴い差し入れている<br>レベル1資産に含まれない担保の市場価格<br>変化による資金流出 | 20%                                      |  |  |
| ABCP、SIV、導管体など：  |  |  |  |
| 満期を迎えた ABCP、SIV、SPV からの負<br>債                          | 満期金額または返<br>却すべき金額の<br>100%              |  |  |
| 資産担保証券（カバードボンドを含む）                                     | 満期金額の 100%                               |  |  |
| コミット済み未引出残高、流動性ファシリ<br>ティ：                             |  |  |  |
| ● リテール顧客および中小企業顧客                                      | 残存枠の 5%                                  |  |  |
| ● 非金融法人、政府、中央銀行、公的<br>機関向けクレジット・ファシリティ                 | 残存枠の 10%                                 |  |  |
| ● 金融機関、政府、中央銀行、公的機<br>関向け流動性ファシリティ                     | 残存枠の 100%                                |  |  |
| ● その他法人向けのクレジット・ファ<br>シリティおよび流動性ファシリテ<br>ィ             | 残存枠の 100%                                |  |  |
| その他の偶発債務<br>（保証、信用状、取消し可能なファシリテ<br>ィ、デリバティブ評価など）       | 各国当局の定める<br>取扱い                          |  |  |
| 契約上の追加的な資金流出   | 100%                                     |  |  |
| デリバティブ関連の支払い   | 100%                                     |  |  |
| その他の契約上の資金流出   | 100%                                     |  |  |
| <b>資金流出合計</b>  |  |  |  |

|   |                    |  |  |
|---|--------------------|--|--|
| <b>資金流入</b>   |                    |  |  |
| 以下を担保としたリバース・レポと証券借入  |                    |  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● レベル1資産</li> <li>● レベル2資産</li> <li>● その他全資産</li> </ul>  | 0%<br>15%<br>100%  |  |  |
| クレジット・ファシリティと流動性ファシリティ  | 0%                 |  |  |
| その他金融機関で保有しているオペレーション用預金  | 0%                 |  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 協同組織金融機関等の系統中央機関が保有している預金</li> </ul>   | 系統中央機関にある適格預金の0%   |  |  |
| カウンターパーティごとのその他資金流入   |                    |  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● リテール取引相手の売掛金</li> <li>● 非金融法人ホールセール取引相手および上述流入区分に記載されていない取引の売掛金</li> <li>● 金融機関および上述流入区分に記載されていない取引の売掛金</li> </ul> | 50%<br>50%<br>100% |  |  |
| デリバティブのネット受取り   | 100%               |  |  |
| その他契約上の資金流入   | 各国当局の定める取扱い        |  |  |
| <b>資金流入合計</b>   |                    |  |  |
| <b>ネット資金流出合計</b><br><b>=資金流出合計</b><br>- (資金流入とグロス資金流出×75%の小さい方)   |                    |  |  |
| <b>LCR</b><br>(=高品質の流動資産の保有合計/ネット資金流出)  |                    |  |  |

## 付属文書 2

### 安定調達比率の概要

(ASF 区分と RSF 区分の取扱いに関する広範な説明として、本文および表 1、2、3 を参照のこと。本表は、全てのニュアンスを網羅していない簡易参照用の概要にすぎない。)

| 利用可能な安定調達 (調達)  |            | 所要安定調達 (利用)  |            |
|---|------------|--|------------|
| 項目  | 利用可能<br>掛目 | 項目   | 利用可能<br>掛目 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• Tier 1、Tier 2 資本項目</li> <li>• その他、優先株式、Tier2 に含まれない適用可能項目のうち 1 年以上の満期を持つもの</li> <li>• 実行満期 1 年以上のその他の負債</li> </ul> | 100%       | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 現金</li> <li>• 現金短期の活発に取引されている商品 (1 年未満)</li> <li>• リバース・レポで完全に相殺されている証券</li> <li>• 残存期間が 1 年未満の証券</li> <li>• 残存期間が 1 年未満の更新されない金融機関への貸出</li> </ul>  | 0%         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• リテールおよび中小企業からの安定預金 (満期の定めがないか、残存期間 1 年未満)</li> </ul>   | 90%        | <ul style="list-style-type: none"> <li>• ソブリン、中央銀行、BIS、IMF、EC、中央銀行以外の公的機関、多国間開発銀行が発行、保証する証券 (バーゼル II の標準的手法のリスクウェイト 0%)</li> </ul>   | 5%         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• リテールおよび中小企業からの準安定預金 (満期の定めがないか、残存期間 1 年未満)</li> </ul>  | 80%        | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 処分上制約のない非金融法人発行の格付が最低 AA-以上の証券 (またはカバードボンド) およびソブリン、中央銀行、公的機関発行の債権 (残存期間が 1 年以上、リスクウェイト 20%)</li> </ul>   | 20%        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 非金融法人、政府中央銀行、多国間開発銀行、公的機関からのホールセール調達 (満期の定めがないか、残存期間 1 年未満)</li> </ul>   | 50%        | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 処分上制約のない上場株式か、非金融法人の無担保シニア社債 (またはカバード・ボンド) で、格付が A+から A-まで、残存期間は 1 年以上</li> <li>• 金</li> <li>• 非金融法人顧客、ソブリン、中央銀行、公的機関に対する貸出で、残存期間は 1 年未満</li> </ul> | 50%        |

|                |    |  |      |
|----------------|----|--|------|
| • 上記以外の負債および資本 | 0% | • 処分上制約のない住宅ローン<br>(残存期間問わず) および金融<br>機関先を除いた貸付 (残存期間<br>1年以上) のうちバーゼルⅡ標<br>準的手法のリスクウェイト<br>35%以下に適合するもの | 65%  |
|                |    | • リテールおよび中小企業顧客へ<br>の貸出 (残存期間 1年以下)  | 85%  |
|                |    | • その他の資産全て   | 100% |
|                |    | オフバランスシートのエクスポー<br>ジャー   |      |
|                |    | • 信用供与、流動性供与コミット<br>メントのうち未引出部分  | 5%   |
|                |    | • その他偶発債務  | 各国裁量 |